

「岩手県子どもの読書活動推進計画」(第2次)

いわて子ども読書プラン2009

本の扉を開けよう

あさどく ~朝読・うちどく 家読・みんなで読書~



岩手県教育委員会

『いわて子ども読書プラン2009』（岩手県子どもの読書活動推進計画（第2次））

目 次

序

- 1 計画改訂の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ 2）
- 2 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ 2）
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ 2）
- 4 計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ 3）

I 総論

- 第1章 子どもの読書活動の意義と本県の現状・・・・・・・・・・・・・・・・（ 6）
 - 1 子どもの読書活動の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ 6）
 - （1）これからの時代に求められる国語力、言語力と読書活動・・・・・・・・（ 6）
 - ア 文化審議会答申より
 - イ 文字・活字文化振興法の成立
 - （2）子どもの発達段階と読書活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ 7）
 - 2 国の子どもの読書活動推進への取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ 7）
 - （1）「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第1次）」の成果と課題・・・・・・・・（ 7）
 - （2）子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ 8）
 - （3）子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第2次）」の策定・・・・・・・・（ 9）
 - 3 「いわて子ども読書プラン」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（10）
 - 4 本県の現状 ～指標の動向から～・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（11）
 - （1）家庭に関する指標から・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（11）
 - （2）学校に関する指標から・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（12）
 - （3）地域に関する指標から・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（13）
 - （4）本県の児童生徒の読書に関する意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（14）
 - （5）本県に求められること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（15）
- 第2章 子どもの読書活動の推進における基本的な考え方・・・・・・・・（16）
 - 1 子どもが本に親しむ環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（16）
 - （1）大人の責任の自覚
 - （2）発達段階の応じた読書環境の整備
 - （3）子どもの読書活動に関する普及・奨励
 - 2 家庭、地域、学校及び行政が連携・協力した取組の推進・・・・・・・・（16）

- (1) 家庭に期待する基本的な役割
 - (2) 地域に期待する基本的な役割
 - (3) 学校等の基本的な役割
 - (4) 県が果たすべき基本的な役割
 - (5) 市町村に期待する基本的な役割
- 3 読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・（18）
- 4 取組の重点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（18）
- (1) 学校における読書活動の推進
 - (2) 教育振興運動における全県共通課題としての取組

II 各論

- 第1章 家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・（21）
- 1 家庭における読書活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（21）
- (1) 家庭の役割
 - (2) これまでの主な県の取組
 - (3) 家庭の読書活動推進の現状と課題
 - (4) 家庭における読書活動推進
 - (5) 県の取組の方向性
 - (6) 市町村に期待される取組
- 2 地域における読書活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（24）
- (1) 地域の役割
 - (2) これまでの県の主な取組
 - (3) 地域の読書活動の現状と課題
 - (4) 地域における読書活動推進
 - (5) 県の取組の方向性
 - (6) 市町村に期待される取組
- 3 学校等における読書活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（27）
- (1) 学校等の役割
 - (2) これまでの県の主な取組
 - (3) 学校等の読書活動の現状と課題
 - (4) 学校等に期待される取組
 - (5) 県の取組の方向性
 - (6) 市町村に期待される取組
- 第2章 読書活動推進のための施設・設備、図書館資料等の諸条件の整備充実・・・・・・・・（30）
- 1 公立図書館の整備・充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（30）

- (1) 公立図書館の役割
- (2) これまでの県の主な取組
- (3) 公立図書館整備・充実の現状と課題
- (4) 県の取組の方向性
- (5) 市町村に期待される取組

2 学校図書館等の整備・充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(33)

- (1) 学校図書館等の役割
- (2) これまでの県の主な取組
- (3) 学校図書館等の整備・充実の現状と課題
- (4) 県の取組の方向
- (5) 市町村に期待される取組

第3章 関係機関等の連携・協力及び推進体制の整備・充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(36)

- (1) 関係機関等の連携・協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(36)
- (2) これまでの県の取組
- (3) 関係機関等の連携・協力の現状と課題
- (4) 県の取組の方向性
- (5) 市町村に期待される取組

2 推進体制の整備・充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(38)

- (1) これまでの県の取組
- (2) 推進体制の現状と課題
- (3) 県の取組の方向性
- (4) 市町村に期待される取組

3 連携・協力による子どもの読書活動の普及・奨励・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(40)

- (1) これまでの県の取組
- (2) 子どもの読書活動の普及・奨励の現状と課題
- (3) 県の取組の方向性
- (4) 町村に期待される取組

○ 計画の進行状況を示す指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(42)

- ◇ 小・中・高校生の1か月の平均読書冊数及び読書者の割合
- ◇ 他人に紹介したい本の平均冊数
- ◇ 全校読書の割合
- ◇ 教育振興運動における取組状況
- ◇ 県民一人当たりの図書貸出冊数
- ◇ 読書ボランティアを活用している学校の割合

序

1 計画改訂の趣旨

国においては、子どもの読書活動の取組みを推進するため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、翌年8月には、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。そして、平成20年3月に、この5年間の計画推進の成果と課題を明らかにするとともに、それらを踏まえた新しい計画を策定しました。

本県においても、平成16年3月に「岩手県子ども読書活動推進計画」を策定し、「子どもが本に親しむ環境づくり」「家庭、地域、学校及び行政が連携・協力した取組の推進」「子どもの読書活動に関する普及・奨励」の3つの基本的な考え方のもと、取組みを進めてきました。その結果、家庭、学校、地域社会、公立図書館等のそれぞれにおいて子どもの読書活動の推進が図られてきたところであり、読書に親しむ子どもたちの割合も増加傾向にあります。

しかしながら、それらの取組みは、まだ、それぞれの領域で完結してしまう傾向が残っていたり、年齢が上がるにつれ読書者の割合が減少したりするなどの課題が残されています。

子どもの読書活動の推進は、本県が進める、知・徳・体のバランスのとれた教育の推進のうち、「知」及び「徳」の教育を支える重点施策の一つです。本計画の改訂により、読書活動の推進という共通の目的に向けたそれぞれの立場からの営みについて改めて整理し、長期的な施策の総合的かつ計画的な推進を図ろうとするものです。

2 計画の性格

(1) 第8次岩手県教育振興基本計画の基本目標である「一人一人が学びの世界を拓く、心豊かでたくましい人づくり」をめざし、本県の子どもたち（乳幼児・児童・生徒等、概ね18歳までを目途とする）が、読書活動に魅力を感じながら主体的に取組むことができる環境づくりを進めるため、総合的かつ計画的な行政施策を明らかにするとともに、継続して推進するものです。

また、今後策定が予定されている県の新しい「長期ビジョン」（仮称）についても、本計画の理念や趣旨と整合性を図っていきます。

(2) この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成20年3月閣議決定）及び「岩手県子ども読書活動推進計画」の成果と課題を踏まえて策定するものであり、家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進、そのための条件、整備と充実に取組むに当たっての県の取組み方針等を定めたものです。

(3) 県民のみなさんには、この計画の示す方向性や施策について、理解と協力を期待するとともに、積極的な参画を願うものです。

また、市町村及び市町村教育委員会に対しては、県及び県教育委員会との連携・協力を図りながら、一体的な施策の推進を期待するものです。

3 計画の期間

平成21年度（2009年度）を初年度とし、当面は、概ね平成25年度（2013年度）までの5か年計画とします。ただし、国の計画の動向を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

4 計画の構成

- (1) 総論では、第1章において子どもの読書活動の意義と本県の現状をまとめ、それを踏まえ第2章において子どもの読書活動の推進における基本的な考え方を記述しました。
- (2) 各論では、総論の基本的な考え方を受け、子どもの読書活動の推進に向け、家庭、地域、学校等における取組状況やこれからの方向性をまとめるとともに、そのための条件整備等について記述しました。

I 総論

第1章 子どもの読書活動の意義と本県の現状

1 子どもの読書活動の意義

今日、テレビや携帯電話、インターネット等のさまざまな情報メディアの発達や普及、子どもの生活環境の変化等により、子どもの「読書離れ」が指摘されています。

読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないもの」（子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月））であり、今までに出会わなかったさまざまな新しい世界とめぐり会うことにより、新たな自分をかたちづくる営みといえます。

子ども一人一人が、社会生活を営む上で必要な基礎・基本を身に付け、自ら学び考える力をはぐくむと同時に、その基盤となる豊かな人間性を培うためには、読書に親しみ、それが喜びや楽しみとなって日常生活の中に定着していくことが望まれます。

(1) これからの時代に求められる国語力、言語力と読書活動

ア 文化審議会答申より

国の文化審議会が、平成16年2月に答申した「これからの時代に求められる国語力について」では、人々の生活を取り巻く環境がこれまで以上に急速に変化していくことが予想される「これからの時代」を考えると、国語力の重要性について改めて認識する必要があるとし、自分以外の人々との意思疎通などにおいて、多様で円滑なコミュニケーションを実現するためには、これまで以上の国語力が求められることや、従来、家庭や家族が有していた子どもたちへの言語教育力の低下が大きな問題であることを指摘しています。

また、近年の日本社会に見られる人心などの荒廃が、人間として持つべき感性・情緒を理解する力、すなわち情緒力（他人の痛みを自分の痛みとして感じる心、美的感性、もののあわれ、懐かしさ、家族愛、郷土愛、日本の文化・伝統・自然を愛する祖国愛、名誉や恥といった社会的・文化的な価値にかかわる感性・情緒を自らのものとして受け止め、理解できる力）の欠如に起因する部分が大きいと考えられることも問題であり、この情緒力の形成のためには、「読書」が欠くことのできない大切なものである、としています。

国語力との関係でも、読書は、国語力を構成している「考える力」、「感じる力」、「想像する力」、「表す力」「国語の知識等」のいずれにもかかわり、これらの力を育てる上で中核となるものであり、特に、すべての活動の基盤ともなる「教養・価値観・感性等」を生涯を通じて身に付けていくために極めて重要なものである、としています。

さらには、情報化社会の進展は、自分でものを考えずに断片的な情報を受け取るだけの受け身の姿勢を人々にもたらしやすく、自分でものを考える必要があるからこそ、読書が一層必要になるのであり、「自ら本に手を伸ばす子どもを育てる」ことが切実に求められている、と指摘しています。

イ 文字・活字文化振興法の成立

文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、平

成 17 年 7 月に、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進等を図るために、「文字・活字文化振興法」が制定されました。

特に、この法律では、国語が日本文化の基盤であると規定されるとともに、「言語力」という概念が盛り込まれています。これは、読む力や書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力のことであり、読み書きだけでなく、表現する能力にまでも広げた考え方です。同法においては、学校教育におけるこの言語力の涵養への十分な配慮について規定するとともに、その方策として、効果的な教育方法の普及や教育職員の研修内容の充実等と並んで、学校図書館の整備充実等について規定しています。

(2) 子どもの発達段階と読書活動

読書活動は、国語力や言語力を向上させるばかりでなく、生きる力となるとともに、楽しみの基ともなるものであり、幼児期からその習慣を身に付けることが大切です。

乳幼児期の読書活動は、読み聞かせで始まります。この時期は、本にかかわる最初の入り口であり、幼児にとっては、楽しいお話の世界を楽しむ契機となります。また、絵本を媒介として、保護者等との温かなコミュニケーションができる最も楽しい一時でもあります。

小学校になると、低学年では、民話や童話などいろいろな物語に親しむようになります。中学年では、黙読しながら比較的長い文章も読めるようになります。

高学年になると、本の選び方にもそれぞれの興味・関心が反映される一方で、調べ学習など、目的に応じた本を選択して読むこともできるようになります。

このように、小学校では、段階的に自ら本を読むことの楽しさを体験するようになるため、子どもの読書に対する興味や関心を高めながら、読書習慣の形成や定着を図るような働きかけが重要となります。

中学校や高校になると、読書の範囲が広がるなど、読書活動の充実期といえます。読書活動を積み重ねることで、本からさまざまな刺激や影響を受けるようになり、この段階において定着した読書習慣は、生涯を通じて継続されることが多いようです。

また、各種調査によれば、後述のとおり、学年が上がるにつれて読書離れが進んでいるという状況があり、小学校段階から中学校段階、あるいは高校段階への「橋渡し」ともいえるべき、いわゆる児童書から一般書等への移行が円滑に行われるような周囲の適切な支援が重要であるとの指摘があります。このように、子どもの発達の段階に応じて、読書活動を通して、文字や文章に親しむ習慣を身に付けることが大切です。

2 国の子どもの読書活動推進への取組

(1) 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第1次）」の成果と課題

平成 13 年 12 月に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、翌年 8 月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。この計画は、子どもが読書活動に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実に努め、家庭・地域・学校が連携・協力した取組みを推進し、社会的気運醸成のための普及・啓発等を図ることが基本方針とされています。

この基本計画期間の主な取組や成果として、次の 6 点が挙げられています。

① 都道府県・市町村の推進計画の策定率の向上

- ② 12学級以上の学校における司書教諭発令の推進
- ③ 学校図書館ボランティアの増加
- ④ 読書をしない児童や生徒の減少
- ⑤ 公立図書館における児童への貸出冊数の増加
- ⑥ 全校一斉読書活動を行う学校の増加

その一方で、同期間中の主な課題として、次の4点が挙げられています。

- ① 中学生、高校生になるにつれ、読書をしない者の割合の増加
- ② 地域における取組の格差拡大
- ③ 学校図書館の条件整備が未だ不十分
- ④ 子どもの読解力の低下

(2) 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

第1次基本計画期間内の5年間に、子どもの読書活動を取り巻く情勢は大きく変化しました。

まず、平成18年12月に改正・施行された教育基本法においては、教育の目標の一つに、「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操や道徳心を培う」（第2条第1号）ことが掲げられています。また、義務教育として行われる普通教育の目的は、「社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこと」（第5条2項）としています。さらには、生涯学習の理念や家庭教育、幼児期の教育、学校・家庭・地域の連携協力について新たに規定されました。読書活動は、この生涯学習の中核となる大切な活動です。乳幼児期から、学校、家庭、地域の相互連携のもとで、ともに読書活動を推進する教育環境整備が、より一層求められます。

この新しい教育基本法の理念を受け、平成19年6月には、学校教育法が改正されました。この法律においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第21条第5号）が掲げられています。そして、学習指導要領の改訂も行われ、国語を始めとした各教科等で、記録、説明、批評、論述、討論などの言語を使った活動を行い、全ての教科等で言語の力をはぐくむこととされています。読書は、その大きな柱となるものであり、これまでの生活読書に加え、学習における読書活動の充実を図ることが求められています。

また、平成20年7月には、「教育立国」を目指した国の「教育振興基本計画」が策定されました。この計画は、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿を「義務教育修了までに、全ての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てること」と「社会で支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てること」とし、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策を4つの基本的方向から示したものです。特に、国と地方の役割を明らかにしながら、教育に対する社会全体の「横」の連携強化と、一貫した理念に基づく生涯学習社会実現に向けた「縦」の接続を基本的な考え方に据えています。そのうえで、豊かな感性や情緒、言語力をはぐくむ観点からの子どもの読書活動の推進を図るとともに、そのための学校図書館の整備充実及び公立図書館における読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備への支援を図ることとしています。

一方、図書館に運営状況に関する評価及び改善や情報提供に関する努力義務を課すとともに、司書及び司書補の資格要件の見直しなどを行う図書館法の改正が平成20年6月に行われました。

特に、図書館奉仕の目的として、学校教育の援助のみならず、子どもの読書活動の推進における家庭の重要性にかんがみ、家庭教育の向上に資することが新しく規定されています。

このように、子どもの読書活動の推進について、学校、家庭、地域、行政がそれぞれの役割と責任を明らかにするとともに、互いに連携しながら、子どもの読書活動の推進を図ることが一層求められています。

(3) 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第2次）」の策定

平成20年3月、国では、第1次基本計画の成果と課題を踏まえるとともに、子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化にかんがみ、第2次基本計画を策定しました。ここでは、子どもの自主的な読書活動の推進を図るため、大人への普及啓発を通して、家庭、地域、学校等の連携による社会全体での取組を一層進めるとともに、子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実に努めることを基本的な方針としています。

特に、主要な施策の数値目標化を図るとともに、国、地方公共団体、関係機関等の連携体制の強化を図りながら、家庭、地域、学校における取組の充実を目指すこととしています。その主な取組は次のとおりです。

① 家庭における取組

- ・家庭教育に関する講座等を通じた保護者に対する理解の促進
- ・家庭における読み聞かせなど、読書活動に資する情報提供の推進

② 地域における取組

○子どもの読書環境地域格差の改善

- ・市町村推進計画の策定率の向上 24%→50%以上（本県 H19：42.9%）
- ・公立図書館未設置市町村の解消に向けた取組
- ・児童室等の整備の推進
- ・移動図書館によるサービス向上

○公立図書館の情報化の推進

- ・図書館のHP開設率の向上 56%→本館数の90%以上（本県 H19：85%）
- ・来館者用コンピュータ設置率100%（岩手 H19：77.1%）
- ・オンライン閲覧目録導入率100%（岩手 H19：57.1%）

○公立図書館に係る人材の養成

- ・司書に対する研修の充実
- ・図書館ボランティア 7万人→10万人

③ 学校等における取組

○学校段階に応じた読解力の向上

- ・言語力の育成に資する読書活動の推進

○学校における条件整備

- ・新学校図書館整備5か年計画に基づく、学校図書館図書標準の達成促進
- ・司書教諭の未発令校への発令促進
- ・学校における超高速インターネット接続率 35%→概ね100%

3 「いわて子ども読書プラン」

本県においても、平成16年3月に初めて「いわて子ども読書プラン」（第一次）を策定しました。

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を基本としながら、本県における子どもの読書活動の推進状況等を踏まえたものです。また、第8次岩手県教育振興基本計画の基本目標である「一人一人が学びの世界を拓く、心豊かでたくましい人づくり」をめざし、本県の子どもたち（乳幼児・児童・生徒等、概ね18歳までを目途とする）が、読書活動に魅力を感じながら主体的に取り組むことができる環境づくりを進めるため、総合的かつ計画的な行政施策を明らかにしたものでもあります。

さらには、県民のみなさんに対しては、家庭・地域・学校のそれぞれの立場から、この計画の示す方向性や施策について、理解と協力を期待するとともに、積極的な参画を願うものとして策定しました。

計画の期間は、平成15年度から平成19年度までの概ね5か年計画としていましたが、その具体的な推進方策として、17の視点から、市町村及び市町村教育委員会との連携・協力を図りながら、平成20年度においても、引き続き一体的な施策を推進してきたところです。

一方、この期間内の県の動向として、本プラン推進の重要な役割を担っている県立図書館の整備充実や県内の公立図書館の振興を図ることを目的に、「岩手県公立図書館等振興指針」が平成17年1月に策定されました。また、平成13年12月に策定された「岩手県生涯学習振興計画“学びの里いわて21”」では、幼児期や学齢期における「生涯学習の基礎づくり」の重要性を指摘していたところですが、平成17年に策定された「後期計画」においては、子どもの読書活動推進に関する事業が主要事業・主要目標として盛り込まれました。このように、生涯にわたる学習環境の整備と読書活動の推進に向けて、より具体的な取組の方向性が示されています。

また、平成17年には、保健福祉部において「いわて子どもプラン～次世代育成支援対策推進法による岩手県行動計画～」が、環境生活部において「岩手青少年育成プラン」が策定され、子どもの読書活動が子どもの健全育成を推進する構成事業として位置づけられました。

さらに、平成19年度からの4か年計画として「岩手県総合計画」の後期「実施計画」となる「いわて希望創造プラン」が策定されました。この計画の基本的視点は、「地域経営」の視点に基づく取組の展開であり、地域の総力を結集するとともに、地域資源を最大限活用しながら、地域の特色を生かした取組を進めることとしています。

特に、6つの施策の柱のひとつである『「ふるさとづくり」を担う人材の育成』を支える「豊かな心を育む教育の推進」において、読書活動は中核的な取組として、学校、家庭、地域の協働のもとで推進することとしています。

今後、県の新しい「長期ビジョン」（仮称）を策定する予定ですが、その計画にも、本計画の理念や趣旨を反映させていく方向で取り組んでいきます。

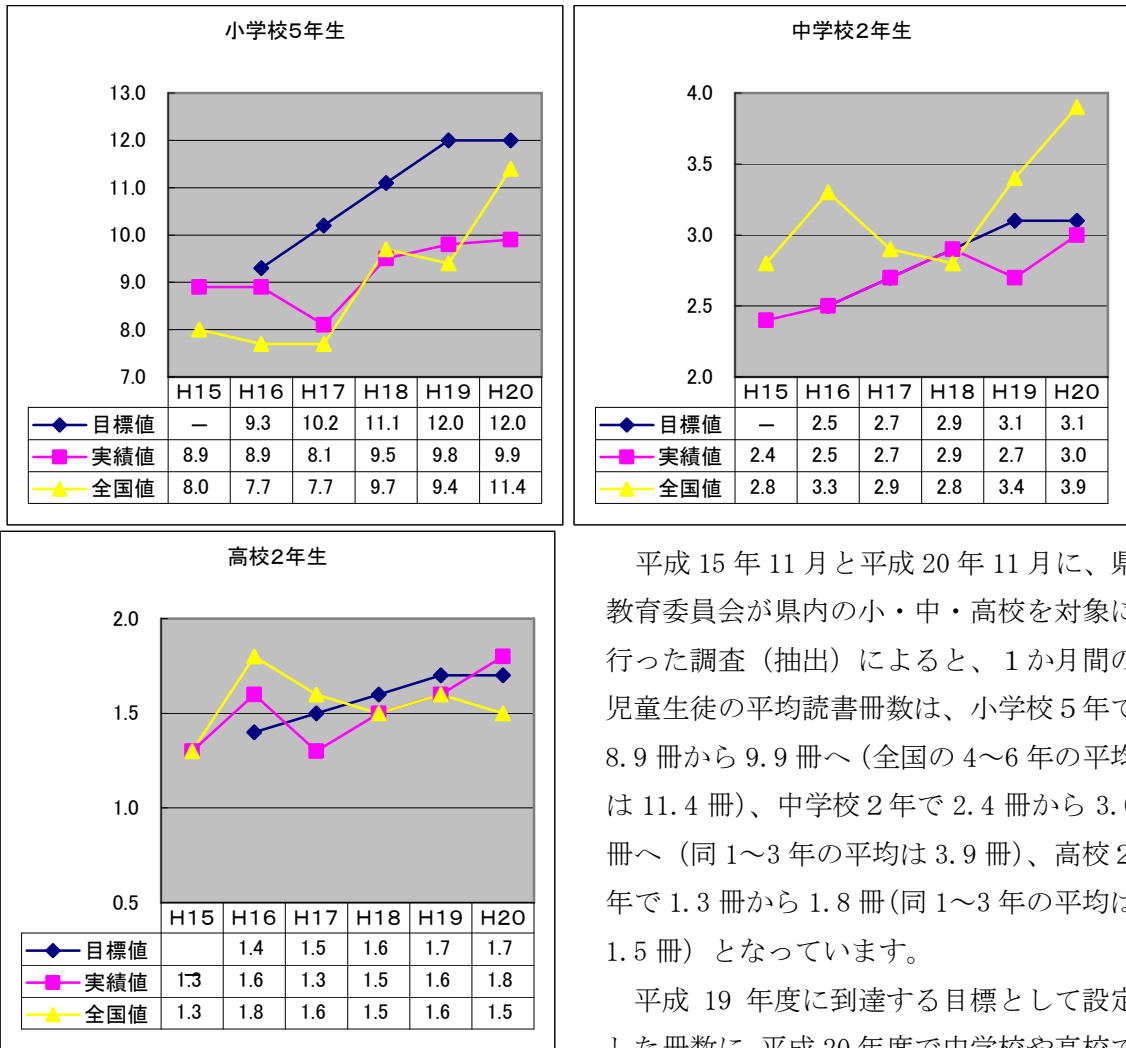
* 「いわて希望創造プラン」は、「地域に根ざし世界に挑む産業の育成」「日本の食を守る食糧供給基地岩手の確立」「共に生きる岩手の実現」「総合的な防災対策と危機管理の徹底」「ふるさとづくりを担う人材の育成」「世界に誇れる岩手の環境の実現」の6つの施策で構成されています。

4 本県の現状～指標の動向から～

「いわて子ども読書プラン」を推進するにあたって、家庭、学校、地域の視点からその取組の成果が分かるように5つの指標を設定して取り組んできました。この指標をもとにした5年間の取組の進捗状況と本県の現状は、次のとおりです。

(1) 家庭に関する指標から

- 指標①：小・中・高校生の1ヶ月の平均読書冊数の推移（単位：冊）



平成15年11月と平成20年11月に、県教育委員会が県内の小・中・高校を対象に行った調査（抽出）によると、1か月間の児童生徒の平均読書冊数は、小学校5年で8.9冊から9.9冊へ（全国の4～6年の平均は11.4冊）、中学校2年で2.4冊から3.0冊へ（同1～3年の平均は3.9冊）、高校2年で1.3冊から1.8冊（同1～3年の平均は1.5冊）となっています。

平成19年度に到達する目標として設定した冊数に、平成20年度で中学校や高校ではほぼ到達しています。一方、小学校では目標に届いてはいませんし、全国平均を下回っていますが、平成15年度と比較すると各校種において増加傾向にあります。

家庭における働きかけはもちろん、学校や地域との連携・協力の成果といえます。

（全国データは、平成20年5月 第54回学校読書調査）

- 指標②：小・中・高校生の1ヶ月の読者数の推移（単位：％）

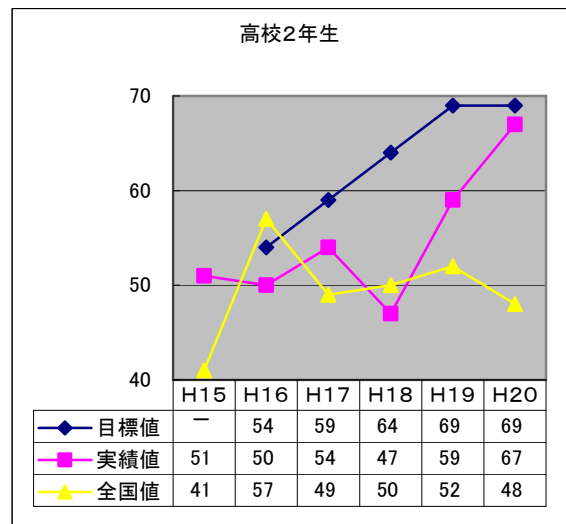
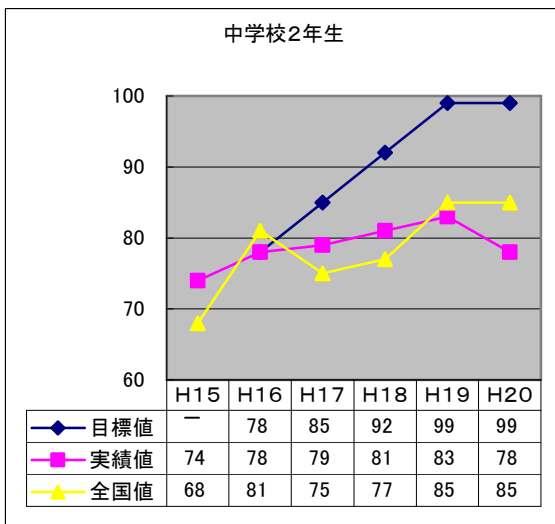
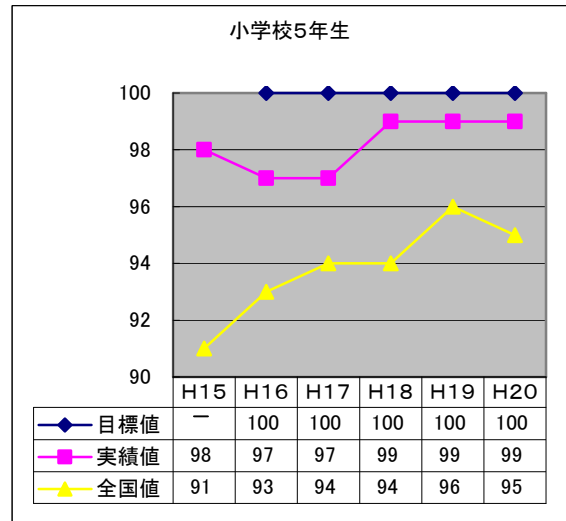
一方、1か月間に1冊も本を読まなかった児童生徒（いわゆる不読児童生徒）の割合は、小学校5年で2%から1%（全国の小学校4～6年の平均は5%）、中学校2年で26%から22%（同中学校1～3年の平均は15%）、高校2年で49%から33%（同高校1～3年の平均は52%）となってい

ます。

各学年において、平成 15 年度に比べて、読書冊数の増加及び不読者率の減少という傾向にあるものの、全国と同様に「年齢が上がるにしたがって、読書離れが進んでいる」という傾向が依然としてみられます。

（全国データは、平成 20 年 5 月 第 54 回学校読書調査）

また、中学校においては、読書者の割合が、目標値に比べて大きく下回っている問題も見られます。



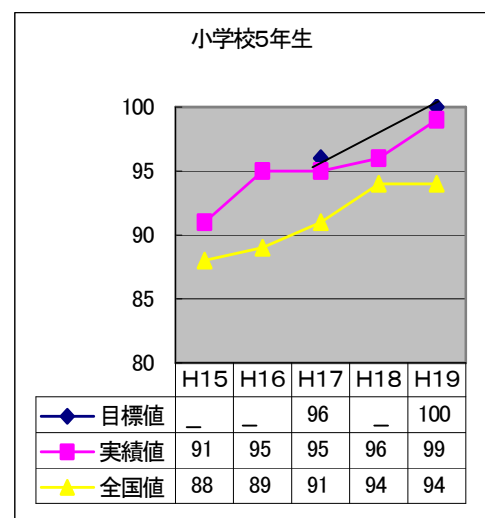
(2) 学校に関する指標から

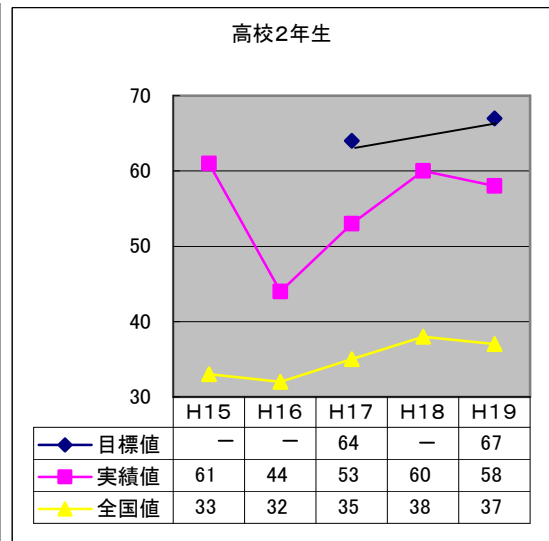
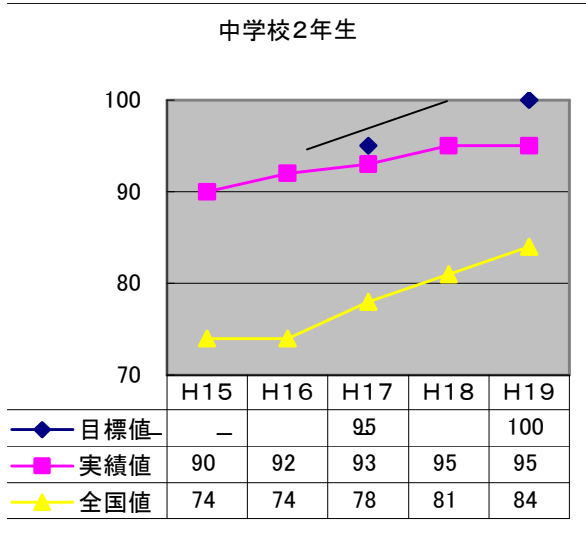
- 指標③：小・中・高校生における全校読書への取組状況の推移（単位：％）

文部科学省で毎年行っている学校図書館の現状に関する調査によると、全校読書への取り組む割合は各校種において、全国的に増加傾向にあります。

本県においては、目標値には届いていないものの、小・中学校では増加傾向にあり、全国平均を上回っています。高校においては、平成 15 年度と平成 19 年度を比較すると、ほぼ同じ割合に留まっていますが、全国平均よりも多くの学校で取り組まれています。

この学校における読書への取組は、前出の児童生徒の読書冊数や読書者率の向上の要因の一つと考えられます。



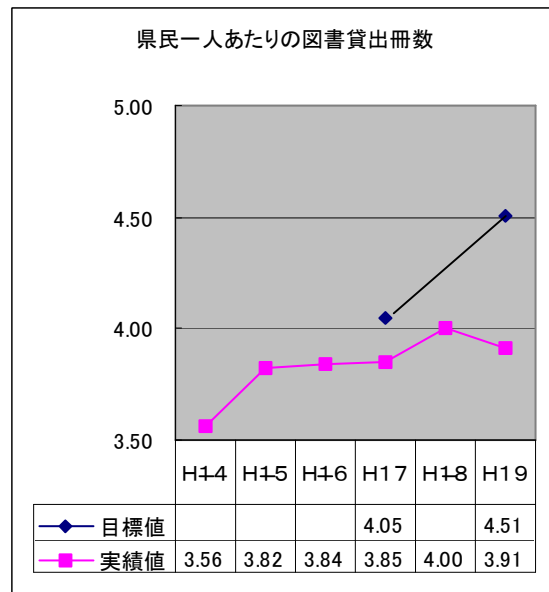


(3) 地域に関する指標から

- 指標④：県民一人あたりの図書貸出冊数

(単位：冊)

県立図書館の調査によると、本県の公立図書館等における県民一人あたりの図書貸出冊数は、平成19年度に前年度を下回ったものの、全体的には増加傾向にあり、引き続き、県立図書館を始め市村立図書館等の機能やサービスの向上が求められます。

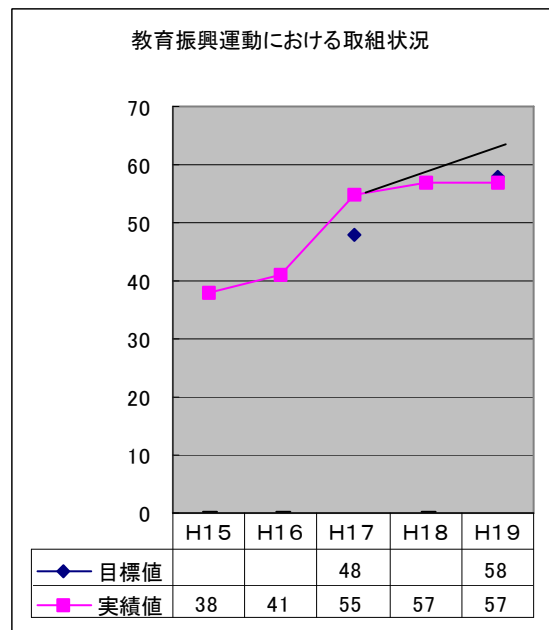


- 指標⑤：教育振興運動における取組状況

(単位：%)

本県においては、昭和40年に、家庭、地域、学校及び行政が総ぐるみで地域の教育課題の解決に自主的に取り組む、本県独自の「教育振興運動」*が始まりました。以来、県内各地において、教育水準の向上や子どもの健全育成、健康安全などをスローガンに掲げて熱心に取り組まれ、大きな成果をあげてきました。

この教育振興運動は、本計画を地域ぐるみで推進する視点からも、大きな役割を果たし、約6割の実践区で読書活動に取り組んでいます。



(4) 本県の児童生徒の読書に関する意識

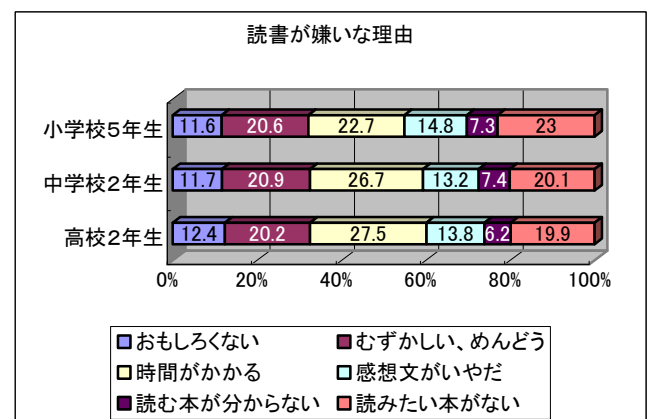
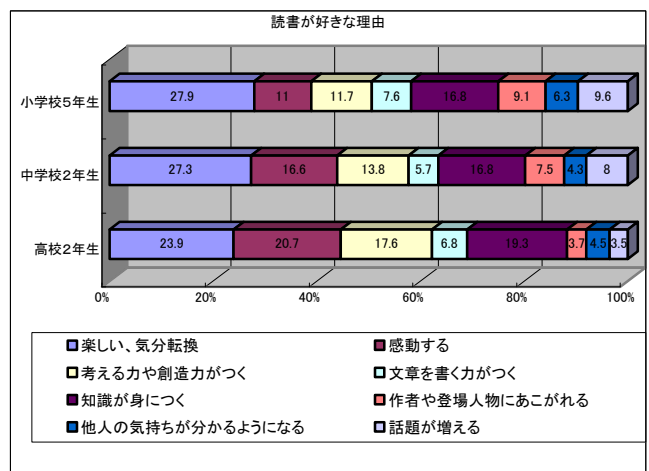
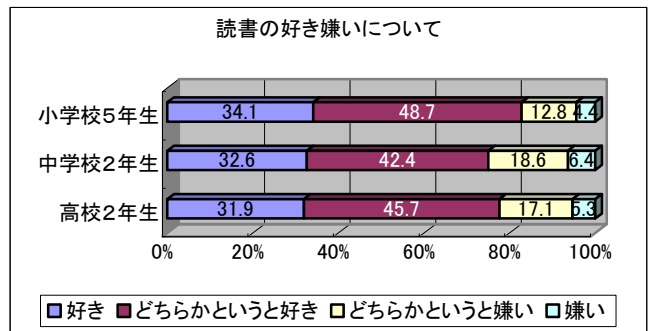
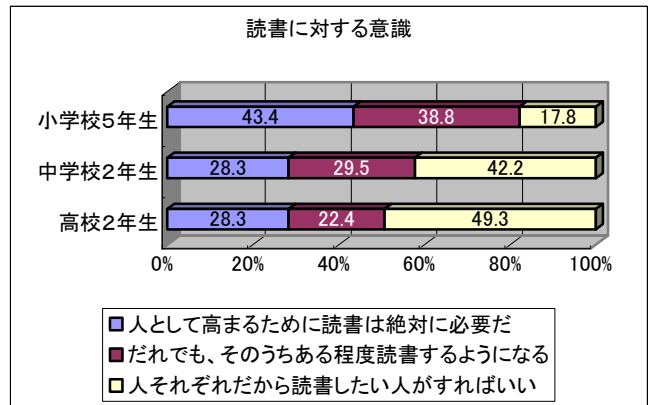
平成20年11月に、県教育委員会が県内の小・中・高校を対象に行った調査（抽出）では、読書に関する意識についても調べました。

読書に対する意識については、「人として高まるために読書は絶対に必要」と思う児童生徒の割合が学年が上がるにつれて減少する傾向にあります。その反面、「人それぞれだから、読書したい人がすればいい」と思う児童生徒が増加する傾向にあります。

しかしながら、読書の好き嫌いについては、各校種とも、約8割の児童生徒が「読書が好き」または「どちらかというが好き」と答えています。このことは、比較する統計資料がないものの、これまで家庭、学校、地域、行政において進めてきた取組が一定の成果をあげてきたためと考えられます。

読書が好きな理由については、各校種とも「楽しい、気分転換になる」や「感動する」などの豊かな心をはぐくむ側面と「考える力や創造力がつく」や「知識が身につく」などの確かな学力を身につける側面からの理由の割合が高くなっています。これらは、生きる力のもととなるものであり、読書は児童生徒にとって、生涯にわたる生きる力をはぐくむために大きな役割を果たしているといえます。

一方、読書が嫌いな理由については、各校種とも、「むずかしい、めんどろだ」「時間がかかる」という理由が多くあげられています。また、「読みたい本がない」との回答も多く、身近に興味や関心に即した本がなく、本と児童生徒をつなげることができていないという課題も浮かび上がってきます。



(5) 本県に求められること

これまでの取組の成果は、平均読書冊数や読書者数、読書好きの子どもの増加等、着実に成果として表れてきていますが、子どもの豊かな成長のためには、学年が上がるにつれて読書者の割合が減少する状況や、中学校における読者の割合が伸び悩んでいること、読書が嫌いな理由として、読み本が分からない、読みたい本がないという回答がどの学校種でも4割程度占めていることを受け止め、家庭、地域、学校及び行政など、子どもを取り巻く社会全体が連携・協力しながら、読書活動の推進に一層積極的に取り組んでいくことが重要であります。

また、本県は広大な県土をもち、居住する地域によって公立図書館や書店等を利用できる読書環境の差が著しいという課題があり、この差の是正に向けたさらなる取組も必要です。

「傍らにはいつも本がある」といった環境づくりを目指した読書活動の推進により、子ども一人一人にあった「豊かな本との出会い」が県内各地で積み重ねられていくことが、これからも望まれます。

* 「教育振興運動」

子ども、親、教師（学校）、地域、行政の5者の連携により、地域の教育課題の解決のため、「実践を大切にしながら、自発的に、地域ぐるみで」取り組むことを大切にされた教育運動です。

運動は、小学校区や中学校区等を単位とする実践区を単位として進められており、平成20年度現在では、県内に540の実践区が組織されています。

- (運動例)
- ・子どもの生活能力育成に関する実践「道具を使おう運動」
 - ・健康安全に関する実践「早起きマラソン」
 - ・読書活動に関する実践「親子読書運動」
 - ・環境保護活動に関する実践「エコ・クラブ活動」 など

第2章 子どもの読書活動の推進における基本的な考え方

第1章において示された本県の現状、国の取組等を踏まえ、岩手の子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、次の基本的な考え方の下、家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進、そのための条件整備と充実等に取り組みます。

1 子どもが本に親しむ環境づくり

(1) 大人の責任の自覚

子どもの読書活動は、真に日常生活に根ざしたものとなることが大切です。なぜなら、それは、子どもが読書を通じて学びとった言葉や感性、表現力、創造力等が、それぞれの生活の中で生かされ、具体的な行動として現れていくことが価値のあることだからです。

子どもの読書活動を支え導くのは、保護者であり、教師であり、大人社会全体です。周囲の大人が、読書の素晴らしさを自らも体験しながら、その魅力を子どもたちに伝えていくことが大切です。

保護者として、教師として、あるいは地域社会の一員として、具体的な取組が期待されています。

(2) 発達段階に応じた読書環境の整備

子どもが本に魅力を感じながら自主的に読書活動に取り組み、習慣として形成・定着するためには、子どもが読書の楽しさや出会いのきっかけを与え、読書活動を広げ、深めることができる周囲のさまざまな支援が必要となります。

また、そうした働きかけは、子どもの読書活動の現状や発達段階に応じた適切なものでなければなりません。

そのためには、子どもの豊かな読書活動を支える人的環境づくり（育成や活用）や物的環境づくり（施設・設備、図書資料等の諸条件の整備・充実）が欠かせません。

「岩手県生涯学習振興計画“学びの里いわて21”」では、幼児期や学齢期における「生涯学習の基礎づくり」の重要性を指摘していますが、子どもが本に親しむ環境づくりは、その具現化に向けた一つの効果的な手だてであるといえます。

(3) 子どもの読書活動に関する普及・奨励

子どもは、周囲の人々のさまざまな働きかけや読書する姿などに触発されながら読書活動に取り組みます。子どもの自主的な読書活動の推進のためには、乳幼児期からの発達段階に応じた子どもの読書活動の意義や重要性について、県民が理解と関心を深めながら、社会全体で読書活動を推進する機運を高めていくことが重要です。

2 家庭、地域、学校及び行政が連携協力した取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校及び行政を含めた社会全体が、それぞれが担うべき役割を自覚し、連携・協力しながら役割を果たしていくことが重要です。平成18年12月に改正された教育基本法においても、学校、家庭、地域社会の連携協力について規定されたところです。

本県においては、本県独自の教育運動である「教育振興運動」があります。また、平成19年度からは、「いわて型コミュニティ・スクール」構想*に基づき、家庭や地域との協働を進めています。

このような「岩手らしい」取組を活かしながら、市町村とともに、読書活動の推進に積極的に取り組みます。

また、本県は広い県土を有し、地域間の読書環境の差もあることから、関係機関や団体、書店を含めた民間企業等が連携・協力しながら推進できる広域的な子どもの読書推進体制の充実を図ります。

(1) 家庭に期待する基本的な役割

生活の中に読書が位置づけられるよう、子どもの発達段階や興味、関心に即して、働きかけを行うとともに、保護者も一緒になって読書に親しむことを期待します。

- ア 親子で読書に親しむ機会を設けること。
- イ 学校や地域と目標を共有して読書活動に取り組むこと。
- ウ 読んだ本のことについて語り語りあうこと。

(2) 地域に期待する基本的な役割

読み聞かせや文庫活動等の主体的な活動を行ったり、学校や家庭、図書館、市町村等における子どもの読書活動推進を支援したりするなどの読書推進を通じた地域力を期待します。

- ア 子どもが本に親しむ活動へ参画するよう、読み聞かせや図書館等の環境整備等に取り組むこと。
- イ 学校や家庭と目標を共有して読書活動に取り組むこと。
- ウ 子どもたちとともに読書ボランティア活動に取り組むこと。

(3) 学校等の基本的な役割

教育活動や保育活動の全般に渡り言葉の力や豊かな心をはぐくむ中核的な活動の一つとして読書活動を位置づけ、家庭や地域との協働により推進します。

- ア 子どもの発達段階に即した読書指導や環境整備に取り組むこと。
- イ 家庭や地域と目標を共有しての読書活動の推進。
- ウ 友達や大人等の他者に対して読書を通して感じたことを伝える機会を設けること。

(4) 県が果たすべき基本的な役割

県は、県域や広域における学校等での子どもの読書活動に関する取組を進めるため、生涯学習・社会教育部局と学校教育部局の密接な連携の下、教育振興運動での読書活動の取組の推進や県立図書館の機能を充実させつつ、市町村や広域的な関係機関団体の取組に対する支援を行うとともに、先進的な取組などの情報提供等を行います。

- ア 教育振興運動の各実践区において平成21年度から3年間の全県共通課題として、読書活動に取り組んでもらえるよう、関係者への周知啓発。
- イ 県立図書館において、県民の読書活動が推進されるよう、図書館としての機能等を充実させるとともに、市町村図書館、県立学校等との一層の連携強化。
- ウ 子どもの読書活動推進に関する研修機会の提供や環境整備の推進。
- エ 学校、家庭、地域の連携による子どもの読書活動を推進する仕組み作りの支援。
- オ 学校における朝読書のすぐれた取組や読書活動による社会参加活動の先進的な取組などの

情報提供や周知啓発。

(5) 市町村に期待する基本的な役割

市町村には、市町村立図書館等を通して、市町村の課題や特色に応じた子どもの読書活動に関する取組を進めるとともに、家庭、学校等、地域における関係機関・団体等との連携や協力推進、地域の読書ボランティアや学校図書館の充実に対する支援を期待します。また、それぞれの実情を踏まえつつ、子どもの読書活動の推進のための基本的な計画の改訂、策定が求められます。

ア 子どもの読書活動推進に関するより身近な情報提供や環境整備の推進。

イ 学校、家庭、地域の連携による子どもの読書活動推進への支援。

ウ 読書活動による社会参加活動の情報や機会の提供。

* 「いわて型コミュニティ・スクール」

県内のすべての小中学校において、学校長のリーダーシップのもとで、目標達成型の学校経営改革を進めるとともに、地域性を踏まえながら、家庭や地域と協働する、開放的で個性的な学校づくりを目指すものです。

3 読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進

子どもにとって、心を揺り動かされた本との出会いは、貴重な体験となります。その感動や楽しさを子ども自身が他者に伝え、感動を共有することも大切なことです。

子どもの体験活動や奉仕活動の減少が課題とされる今日、学校や地域の子ども会、異年齢交流事業、老人ホーム等の福祉施設の訪問等における子どもによる読み聞かせなど、読書活動を通じた社会参加活動を促進することが、より主体的な読書活動の推進につながります。

このような読書を通じた青少年の社会参加活動の推進を図ります。

4 取組の重点

本プラン改訂版の計画期間5年間の間、以上の3つの基本的な方向性に基づいて取り組めますが、学校段階が進むにつれ読書離れが進む傾向にあること、中学校段階における読書者の割合が伸び悩んでいること、読書が嫌いな理由として読みたい本がない、分からないとの回答が大きいこと、更に地域における格差が大きな課題となっていることから、テレビ・ゲーム・パソコンを消して読書を進めるといふ岩手県幼小中高大専ESD円卓会議のような行動と連携を図りつつ、特に次のことに重点的に取り組むことを通して、「豊かな本との出会いを通し、進んで読書に親しむ環境づくり」を目指します。

(1) 学校における読書活動の推進

読み聞かせなどにより本の世界の入り口に入った子どもたちに対して、小学校において朝読書*に引き続き取り組むなど、小学校、中学校、高校において全校読書に取り組み、かけがえない本との出会いにより読書の楽しさに気づく機会を与え、自主的に読書をする習慣を身に付けさせるきっかけとすることが求められます。

その際には、読む本に読書の楽しさ、「岩手の図書館職員おすすめの児童書」などを参考に本

を選ぶことができます。

また、小、中学校においては、読書活動の推進を大きな課題の一つとしてとらえ、「いわて型コミュニティ・スクール」の目標を設定するなどにより、地域の協力を得て、子どもたちが興味を持ち、読書を行う習慣を身に付けることができる読書環境を整えることが重要です。

- * 「朝読書」 朝学習の時間等を利用して一斉に読書に取り組む活動で、民間団体である朝の読書推進協議会が提唱して全国的に広く普及したものです。略して「朝読（あさどく）」ともいわれます。

（2）教育振興運動における全県共通課題としての取組

全県に読書活動を推進するため、家庭（子ども、親）、学校、地域、行政がそれぞれ責任と役割を果たすことが求められていることにかんがみ、前述のように、例えば、家庭における家読（うちどく）*の推進のような読書活動を教育振興運動の全県共通課題として推進します。また、地域における読み聞かせなど、読書の楽しさに触れるのにならず、社会性、主体性等も身に付けることができ、その促進が期待されます。県は、既に取り組んでいる実践区の先進的な事例の情報提供を始めとする支援を行います。

- * 「家読（うちどく）」 「朝読」の全国的な定着をふまえ、家族みんなで本を読む新しい読書スタイルとして最近新聞等で提唱され、各地で反響が大きい取組みです。「家庭（うち）での読書」の意味です。
- * 「教育振興運動による読書の楽しさを伝える社会参加活動」

九戸村地域子ども読書会では、高校生は読み聞かせの主体、高校は参加生徒の募集と指導、親は会場準備、地域は会場確保と会場準備、行政は実施計画の作成、予算確保という役割分担の下で、高校生の社会参加活動を25年以上実施しています。

II 各論

第1章 家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進

1 家庭における読書活動の推進

(1) 家庭の役割

子どもの読書習慣は、日常生活をとおして形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ、継続して行われるよう保護者が配慮していくことが大切です。

そのためには、まず、子どもの読書活動の現状を把握するとともに、居住する地域や家庭などの読書環境を見つめ直し、その中で子どもや保護者がどのような取組みができるかを考えてみる必要があります。

乳幼児期の子どもにとっては、大好きな人にやさしく語りかけてもらうことが、温もりあるコミュニケーションとなり、ことばと心をはぐくむといわれています。絵本の読み聞かせなどは、その重要な“橋渡し”となるものです。

就学期においては、子どもの興味・関心のようなすを理解し、また尊重しながら、楽しさや充実感をもって読書活動に取り組めるよう配慮していくことが重要です。また、読書の無理強い逆効果をもたらすことに留意する必要があります。

市町村の広報や学校だより等には「読書に関する情報」がよく掲載されています。それらを参考として、家庭における子どもの読書のあり方について考えて取り組んでいくことも大切です。

以上のことから、子どもの発達段階や、居住地の読書環境、保護者としての関わり方など、家庭によって状況は多様であり、「わが家なりの取組方」を考えることが、これからも望まれます。また、基本的な姿勢として、一方的に「させる」だけでなく、保護者も「ともに取り組む」ことが肝要です。

(2) これまでの主な県の取組

ア 読書活動推進に関する情報や啓発資料を、さまざまなメディアをとおして積極的に提供しました。

- ・県教育委員会情報紙「はばたけいわてっこ」への掲載
- ・家庭教育TV放送

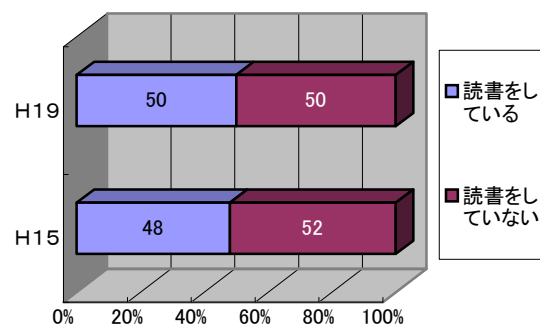
イ 市町村との連携・協力を図りながら、家庭教育や子育て支援のための講座や研修会等をとおして、読書活動の重要性の周知または啓発に努めました。

ウ 家族で本に親しむことについて、具体的で積極的な取り組みの普及・奨励に努めました。

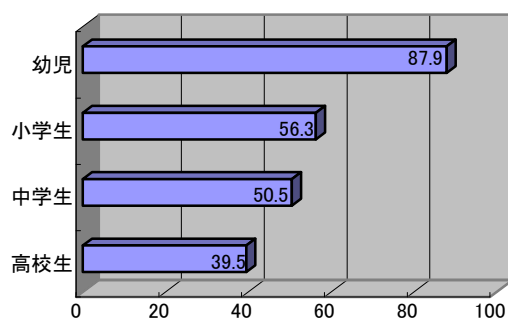
- ・フォーラム家庭教育での実践
- ・「わたしの読書体験記」の発行
- ・ブックスタート事業の紹介

(3) 家庭の読書活動推進の現状と課題

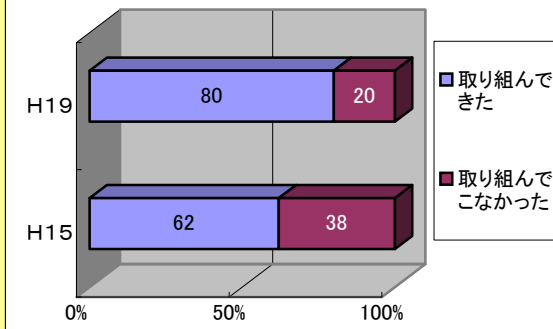
「家庭における子どもの読書の取組」



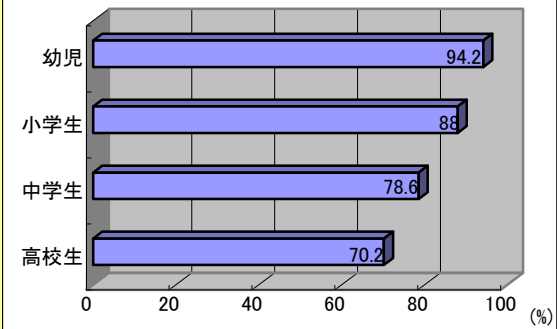
「家庭における子どもの読書の取組み：年代別」(H19)



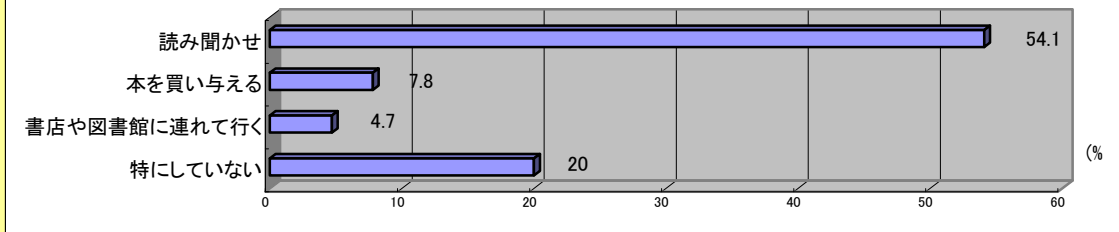
「家庭における子どもに対する読書推進の取組」



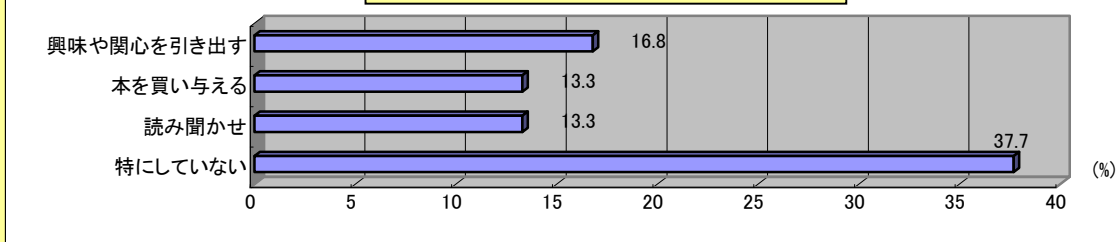
「家庭における子どもに対する読書推進の取組：年代別」(H19)



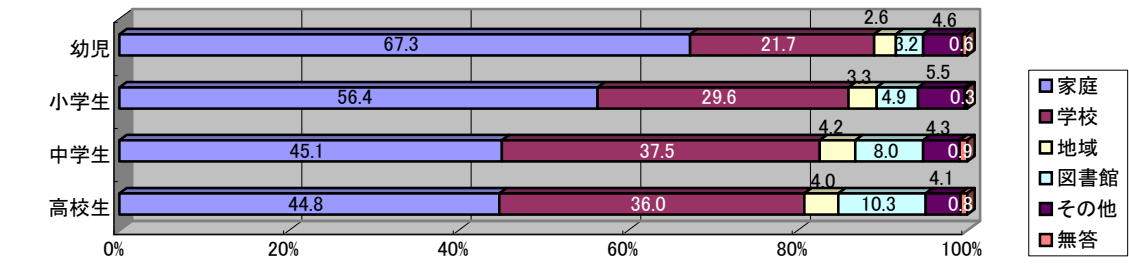
「家庭での取組」(H19)



「家庭での取組」(H15)



「読書推進の中心となるべき主体に関する保護者の意識」(H19)



※ 子どもへの読書の働きかけを行っている家庭が着実に増加してきており、保護者に対する読書活動推進に関する普及・奨励の成果があらわれてきています。特に、読み聞かせの推進に重点を置いて取組を進めてきた成果が、家庭における読み聞かせの割合増加にあらわれています。

※ 家庭において読書をする子どもの割合に大きな変化がなかったり、年齢が上がるにつれて、家庭で読書をする子どもの割合や保護者の働きかけが減少する傾向があったりすることから、読み聞かせだけでなく、発達段階に沿った働きかけの工夫についての周知が必要です。

※ 子どもの年齢が上がるに従い学校に読書推進を期待する保護者が多くなるとともに、家庭における取組も減少していることから、特に学校と家庭の連携による読書推進が求められます。

※ あらゆる機会を捉えて家庭に対する読書推進の周知啓発を行ってきましたが、さらなる継続が求められます。

(4) 家庭における読書活動推進

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- 「家読(うちどく)」の推進
家族が一斉に読書をする時間を設け、子どもと一緒に本を読んだり、読み聞かせを行ったりすること、また、公共図書館を家族で利用する機会をもつことなどを期待します。

イ 家庭、地域、学校及び行政が連携・協力した取組の推進

- 学校や地域との連携
教育振興運動やいわて型コミュニティ・スクール等への積極的な取組を期待します。

ウ 読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進

- 読書活動の楽しさを伝える契機づくり
家族で読書を通じて感じたことや考えたことを話し合ったり、お互いが読んでいる本を紹介し合ったりする

(5) 県の取組の方向性

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- 市町村との連携・協力を図りながら、家庭教育や子育て支援のための講座や研修会等を通して、読書活動の重要性の周知または啓発に継続して努めます。
・家庭教育や子育てに関する学びとの連携やブックスタート事業や読書推進活動の事例の紹介
・公共図書館の活用方法や発達段階に即した本の紹介

イ 家庭、地域、学校及び行政が連携・協力した取組の推進

- 読書週間や子ども読書の日の機会を捉えたり、教育振興運動の取組を活用したりすることを通して、「家族で本に親しむ日」の設定を働きかけるなど、より具体的に積極的な取組の普及・奨励に努めます。
・家庭教育や子育てに関する学びの場等における周知、実践
・子育て支援団体や青少年健全育成団体等の関係機関団体との連携のもとでの周知啓発

ウ 読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進

- 児童生徒による読書を通じた社会参加活動の先進的事例等の情報提供に努めます。

(6) 市町村に期待される取組

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- ① 読書活動推進に関する身近な情報や啓発資料の提供や家庭教育学級等における子どもの読書活動の重要性についての学習機会の提供
- ② 市町村立図書館等において、児童図書の充実や読み聞かせ会等の実施など、読書活動推進のための魅力あるサービスを提供すること

イ 家庭、地域、学校及び行政が連携・協力した取組の推進

- 教育振興運動等による読書活動推進や保健福祉部局との連携によるブックスタート及び類似事業等への積極的な取組

ウ 読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進

- 児童生徒による読書を通じた社会参加活動の情報や機会の提供

2 地域における読書活動の推進

(1) 地域の役割

ボランティアグループやNPO等の民間団体は、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広めるとともに、読み聞かせ会や人形劇等の公演、地域文庫の取組など、子どもが本に親しむための契機となる魅力的な機会を提供し、子どもの自主的な読書活動の推進に大きく貢献しています。

今後は、図書館や公民館、学校等と一層連携・協力を図り、活動の広がりや継続的な取組が期待されます。

教育振興運動は、学校、家庭、住民等が総ぐるみで地域の教育課題の解決に自主的に取り組む本県独自の教育運動です。昭和40年に、県内各地で学力向上のための読書運動等に取り組んだのが始まりで、以来、本県の教育水準の向上や子どもの健全育成、健康安全などのスローガンを掲げ、岩手の子どもたちの豊かな成長に大きく貢献してきました。

現在、県内には学区や公民館、自治会などを単位とする540の実践区(平成20年度)がありますが、それぞれの実践区では、地域の読書環境や子どもたちの読書活動の状況を踏まえた取組が可能であり、めざす姿やその実現に向けた手だてを明確にした継続的な取組が期待されます。

(2) これまでの県の主な取組

ア 県民がどこの図書館においても相応の図書館サービスを楽しむことができるようにするため、県立図書館が県内の市町村立図書館を支援してきました。

- ・図書等が不足している地域の図書館等に対する大量、長期の貸出(団体貸出)
- ・県内の図書館が相互に図書等を貸借し、地域の図書館サービス向上を図る仕組みづくり

イ 民間団体等や教育振興運動の活発な活動を促す支援をしてきました。

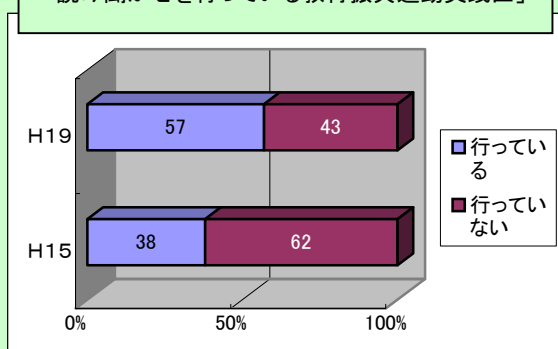
- ・読書ボランティアグループによる読み聞かせキャラバン事業

ウ 市町村や学校等の協力を得ながら、子どもの読書活動の状況調査を行い、推進状況の把握に努めました。

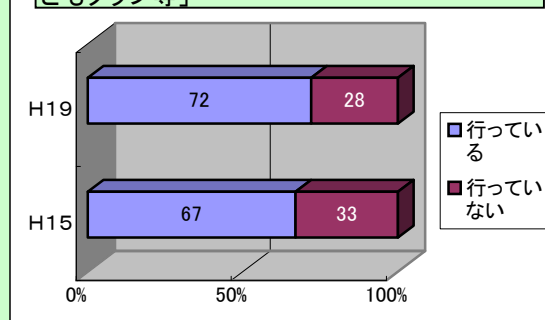
- ・子どもの読書活動状況調査の実施

(3) 地域の読書活動の現状と課題

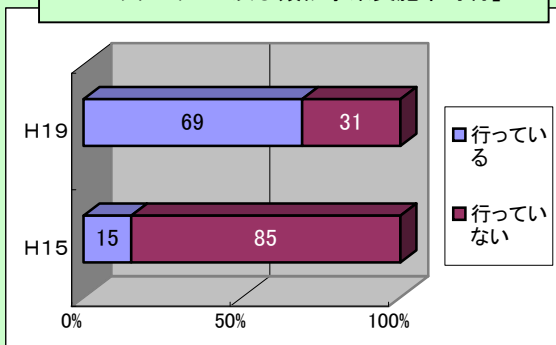
「読み聞かせを行っている教育振興運動実践区」



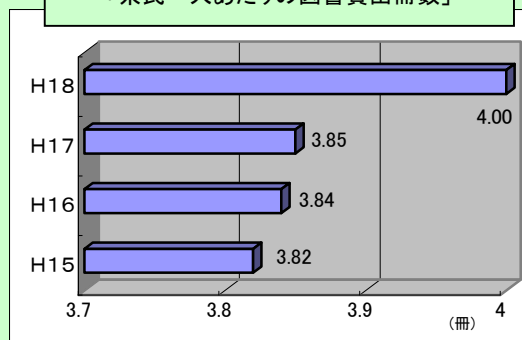
「読み聞かせを行っている児童館・放課後子どもクラブ等」



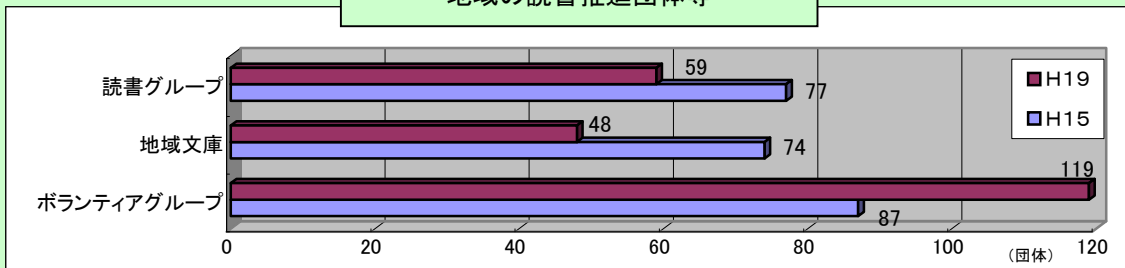
「ブックスタート及び類似事業実施市町村」



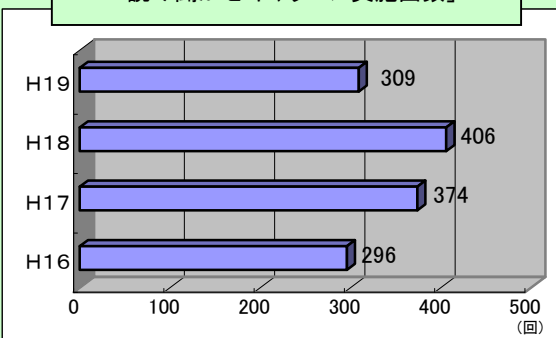
「県民一人あたりの図書貸出冊数」



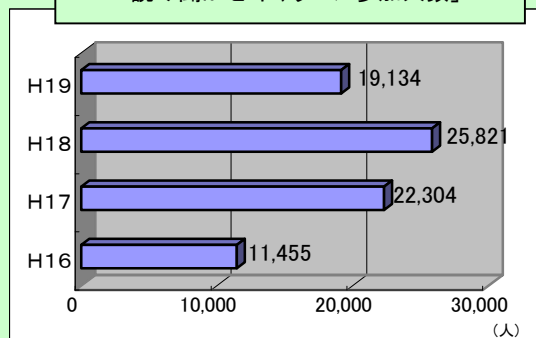
地域の読書推進団体等



「読み聞かせキャラバン実施回数」



「読み聞かせキャラバン参加人数」



※ 教育振興運動において読書活動推進に取り組む実践区が増加傾向にあり、地域ぐるみで読書活動を推進する環境が整えられつつあります。読書推進を重点の一つに掲げて取り組んできた成果があらわれてきています。

※ ブックスタートに取り組む市町村が増えており、保健福祉部局との連携が進んできている成果ですが、一層の普及・奨励を進めていく必要があります。

※ 児童館や放課後児童クラブ等の児童福祉施設における読書推進に係る取組については、増加傾向にあります。

※ 読書に関するボランティアグループが増加傾向にあり、学校や図書館等との連携による充実した活動を行っています。広域的な読書推進体制整備や研修会の充実、活動の場のコーディネートを図ってきた成果があらわれてきています。

※ 地域における読書推進の核となっているボランティアの養成やスキルアップ、ネットワーク化を一層図るためにも、関係機関が連携した読書推進体制の充実が必要です。

(4) 地域における読書活動推進

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- 発達段階に応じた読書推進活動
読み聞かせやブックトーク、アニメーション(読み聞かせにゲーム的な要素を加えたもの)等、子どもの発達段階に応じ、本との豊かな出会いを創り出すことを期待します。また、子どもが学校図書館や公立図書館に行きたくなるような図書館の環境整備などの活動への参加を期待します。

イ 家庭、地域、学校及び行政が連携・協力した取組の推進

- 家庭や学校との連携
ブックスタートや親子対象の読み聞かせ等を通して、保護者等に対し、読書の大切さや意義を広く普及・啓発するとともに、教育振興運動の取組など、家庭や学校と連携して読書活動を推進することを期待します。

ウ 読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進

- 児童生徒の主体的な読書推進活動の支援
児童生徒による読み聞かせ等の活動や、地域に伝わる昔話の紙芝居づくり等の読書を通じた社会参加活動に、ともに参加し、経験を活かした指導や支援を期待します。

(5) 県の取組の方向性

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- 子どもの発達段階に応じた読書活動推進に関する研修を、読書ボランティアや市町村とともに開催します。

イ 家庭、地域、学校及び行政が連携・協力した取組みの推進

- 民間団体等の活動を支援するネットワーク体制を整備することを通して、地域の読書活動推進を支援します。
 - ① 県立図書館や教育事務所を中心とする広域的支援体制の整備充実
 - ② 読書ボランティアグループによる読み聞かせキャラバン事業のコーディネート
 - ③ 読書ボランティアグループを対象としたスキルアップの機会の情報提供や団体育成
 - ④ 教育振興運動における読書推進の奨励

ウ 読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進

- 児童生徒による読書を通じた社会参加活動の先進的事例等の情報提供に努めます。

(6) 市町村に期待される取組

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- 市町村立図書館における児童サービスの充実
子ども向けの、読書に関する積極的な情報提供や魅力ある児童図書の配架など、子どもが楽しく有意義に図書館を利用できるような環境づくりの取組

イ 家庭、地域、学校及び行政が連携・協力した取組の推進

- ① 地域の読書ボランティア団体等への支援の充実
地域文庫を開設したり、読み聞かせなど子どもの読書活動を推進する活動を行っているボランティアグループ等を把握し、研修や相談による育成支援や学校等との連携のもと活用に取り組んだりすること
- ② 教育振興運動における「読書活動推進」の取組の奨励と支援

ウ 読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進

- 児童生徒による読書を通じた社会参加活動の情報や機会の提供

3 学校等における読書活動の推進

(1) 学校等の役割

学校では、国語科など各教科等の学習活動において、従来から読書活動が行われてきており、子どもの読書習慣を形成していくうえで大きな役割を担っています。

学習指導要領では、小・中学校の国語科で、子どもの発達段階に応じて、「楽しんで読書しようとする態度を育てる」ことや、「読書に親しみ、ものの見方や考え方を広げようとする態度を育てる」ことなどを目標とされています。

また、各教科、特別活動、総合的な学習の時間を通じて、児童生徒の調べ学習など多様な学習活動を展開していくために、「学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」がとされています。

幼稚園や保育所においても、幼稚園教育要領や保育所保育指針の教育・保育内容である「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5つの領域のうち、特に「言葉」や「表現」の領域において、豊かな感性を養うための重要な方策として絵本や物語などに親しむことが必要であるとしています。

学校等では、各発達段階に応じて、子どもが本に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせることが大切です。また、子どもが学校図書館を計画的に活用し、意欲的に学習活動や読書活動を進めていくことができるよう、それぞれの学校図書館を活用する教育の全体計画及び年間指導計画に基づいて、適切に指導することが求められます。

(2) これまでの県の主な取組

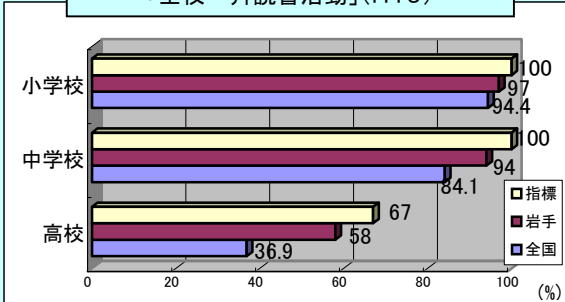
ア 読書活動推進に関する情報や啓発資料を、さまざまなメディアをとおして積極的に提供しました。

イ 市町村等の協力を得ながら、子どもの読書活動状況調査を行い、推進状況の把握に努めました。

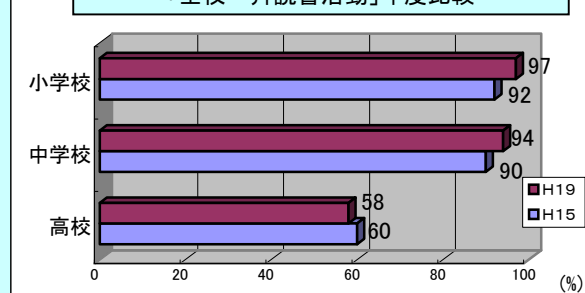
ウ 司書教諭や学校図書館担当者等を対象とした研修機会の充実を図りました。

(3) 学校等の読書活動の現状と課題

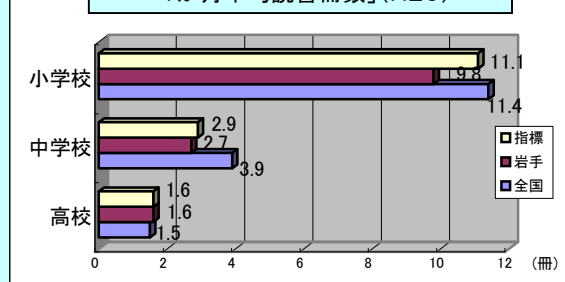
「全校一斉読書活動」(H19)



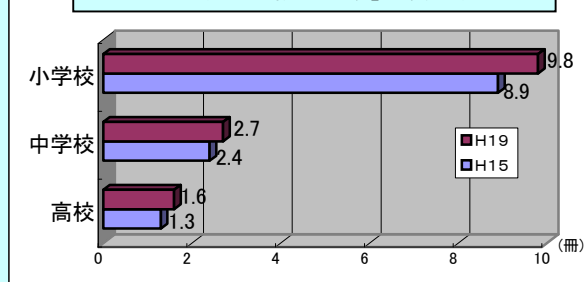
「全校一斉読書活動」年度比較

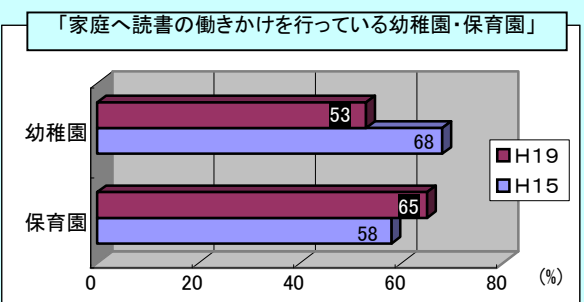
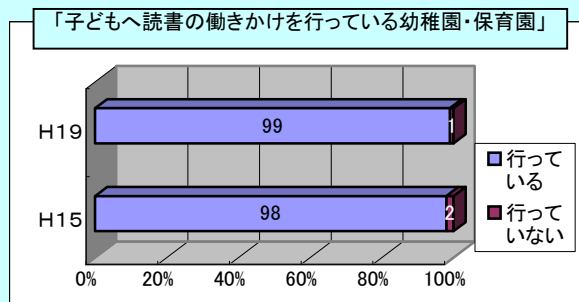
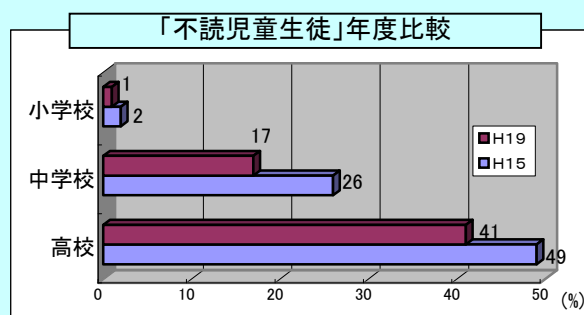
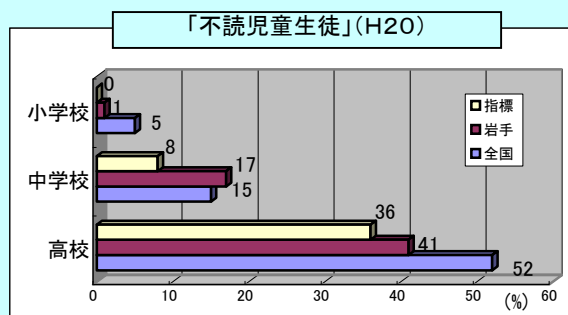


「1か月平均読書冊数」(H20)



「1か月平均読書冊数」年度比較





※全教育事務所において、学校図書館司書教諭又は学校図書館担当者を対象にして、学校図書館運営の基本的実務及び教科等における読書指導の実際に関する研修を行い、学校図書館活用の意義と学校図書館の役割についての理解を深めています。

今後も、読書指導と情報活用能力の育成を図り、学校図書館が学校の中で、全ての学習活動の基盤として活用されるよう、引き続き学校図書館担当者研修講座を各教育事務所において実施する必要があります。

※ 学校における読書推進に向けた取り組みは、着実に成果を上げています。家庭において読書をしている児童生徒が約50%でありながらも、H15データや全国平均と比較し、読書冊数が増え、不読者数が減少していることは、学校における取り組みに負うところが大きいと考えられます。さらに家庭や地域との連携による読書推進が求められます。

※ 不読児童生徒については、年齢が上がるにつれて多くなる傾向があります。

※ ほとんどの幼稚園や保育所等において、幼児に対する読書の働きかけを行っており、約9割の幼児が家庭でも本に親しんでいます。

(4) 学校等に期待される取組

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

① 読書の時間確保と読書指導の充実

「朝の読書」の導入や読み聞かせ、ブックトーク(本の紹介)、テーマを設定した読書等、発達段階をふまえ、教育課程全体を見通した全体計画及び年間指導計画を作成することが大切です。

② 学校図書館の利用促進

児童生徒が進んで学校図書館を計画的に利用することができるよう、学校図書館の機能を充実させ、指導の中で、学校図書館の活用を図ることにより、児童生徒の主体的・積極的な読書活動や学習活動を促すことが必要です。なお、特に小学校高学年や中学校段階においては、学校図書館の利用をふまえ、その発展としての公共図書館利用のための継続的な指導も欠かせません。

幼児期においては、子どもが絵本等の楽しさや出会おうと、読み聞かせや、雰囲気づくりのために絵本コーナーを設けて絵本の置き方や掲示を工夫するなどのさまざまな場の工夫を行うことが重要です。

③ 障がいのある子どもに配慮した読書活動の充実

障がいのある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、障がいの状態に応じて本を選ぶことや環境を工夫すること、視聴覚機器の活用等に努めることなどが大切です。

イ 家庭、地域、学校及び行政が連携・協力した取組の推進

- 家庭・地域との連携
保護者等に対し、読書の大切さや意義を広く普及、啓発するとともに、保護者や地域ボランティアの協力を得るなど家庭や地域と連携して読書活動を推進することが大切です。

ウ 読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進

- 児童会・生徒会活動による取組の充実
小学生・中学生・高校生が、自分より下の幼児や児童、地域の大人に読み聞かせを行う機会を設けるなど、ともに本等にふれることができる多様な機会の工夫が求められます。

(5) 県の取組の方向性

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- ① 読書活動推進に関する情報や啓発資料を、さまざまなメディアをとおして積極的に提供します。
- ② 司書教諭や学校図書館担当者等を対象とした研修機会の充実を図ります。

イ 家庭、地域、学校及び行政が連携・協力した取組の推進

- 学校と読書関係のボランティア、公共図書館等をコーディネートするネットワーク体制を整備することを通して、学校における読書活動推進を支援します。
 - ・公立図書館間の相互協力や各教育事務所を中心とした広域的支援体制の充実
 - ・読書ボランティアグループによる読み聞かせキャラバン事業のコーディネート
 - ・読書ボランティアグループを対象としたスキルアップの機会の情報提供や団体育成
 - ・学校図書館担当者と読書ボランティアとの情報交換の機会の提供
 - ・選書に関する支援や情報提供及び県立図書館による団体貸出

ウ 読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進

- 児童生徒による読書を通じた社会参加活動の先進的事例等の情報提供に努めます。

(6) 市町村に期待される取組

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- ① 地域や学校等の実情に応じた特色ある読書活動の推進の取組みを支援するとともに、小・中学校の司書教諭の指導力の向上を図るための取組を行うこと
- ② 公立図書館が、それぞれの学校等の実情に応じ、図書配本などの取組を行い、継続的に支援していくこと

イ 家庭、地域、学校及び行政が連携・協力した取組の推進

- 学校図書館担当者と読書ボランティアをコーディネートすること

ウ 読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進

- 児童生徒による読書を通じた社会参加活動の情報や機会の提供

*「ブックトーク」
一つのテーマを設定し、それに関する推薦図書の紹介と読書活動を勧める取り組み。本に対する興味を持たせ、本を読む動機付けとなるとともに、本の楽しさや読書の領域を広げる効果が期待されます。

第2章 読書活動推進のための施設・設備、図書館資料等の諸条件の整備充実

1 公立図書館の整備・充実

(1) 公立図書館の役割

図書館は、子どもにとって自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知ることのできる場所であり、保護者にとっては、自分の子どもに与えたい本を選択したり、子どもの読書について相談したりすることのできる場所です。

また、図書館は、読み聞かせやおはなし会の実施、子どもに薦めたい図書の展示会の開催、保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方・与え方の指導など、子どもの読書活動を推進するうえで重要な役割を果たしています。そして、視聴覚障がいなど、ハンディキャップをもつ利用者に対しては、拡大写本、点訳、音訳、朗読など、実情に即したサービスの提供が求められています。

さらに、子どもの読書活動を推進する団体・グループへの支援や図書館の諸活動を支援するボランティアに対して、必要な知識・技術を習得するための学習機会の提供等も行われています。

特にも、図書館においては、次のような取組みに努める必要があります。

まず、第一に、子どもに対するサービスの充実を図るため、必要なスペースを確保するとともに、図書館司書等の選書による児童図書の収集・提供、子どもの読書活動を推進するための読み聞かせ等の実施に努めることです。次に、子どもに対する新たな図書館サービスを展開していくため、必要な知識・技能等を有する職員(図書館司書等)の養成や確保とともに、読書活動をサポートするボランティアの参加を促すことが大切です。そして、希望者には、ボランティア活動の場等に関する情報の提供やボランティアの養成のための研修の実施など、諸条件の整備に努めることが求められます。

一方、図書館が設置されていない町村においては、町村の中央公民館等が、公民館図書室という形で図書館に準じた機能を果たしていることが多く、読書活動の推進に欠かせない役割を担っています。地域の公民館においても、図書コーナーを設置するなど、図書資料の貸出サービスを行っています。このような公民館においては、図書コーナーの充実など、地域文庫としての機能が期待されるほか、公民館事業として本に親しむためのさまざまなプログラムを実施するなど、地域全体の読書活動の推進役を担うことも期待されます。また、図書館未設置町村の公民館図書室においては、施設・設備や図書資料、職員の充実を図り、独立した図書館としての設置が望まれます。

(2) これまでの県の主な取組

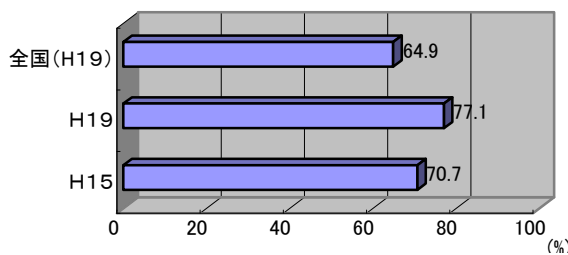
ア 県立図書館児童室の蔵書等の整備充実を図るとともに、児童図書の調査研究に必要な資料を収集し、県民をはじめ、市町村立図書館等や学校、各種団体等へ提供しました。

イ 市町村立図書館司書等の資質向上を図るため、研修機会を提供しました。

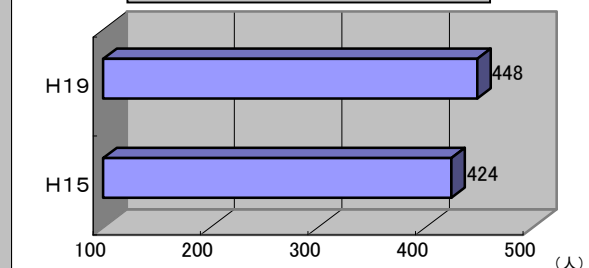
ウ 市町村総合補助金及び地域活性化事業調整費等の各種助成による支援に努めました。

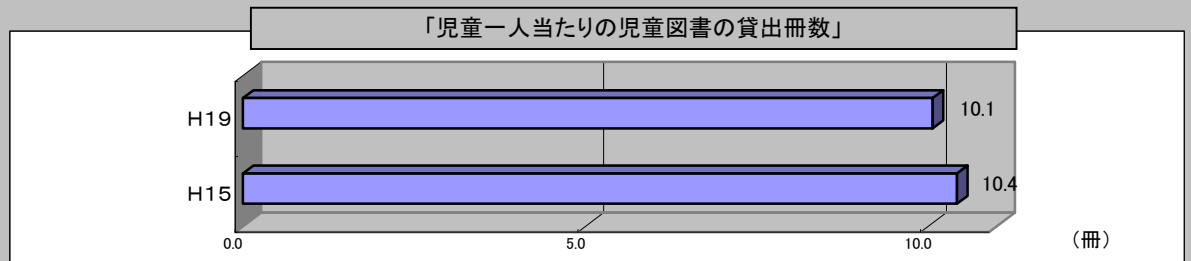
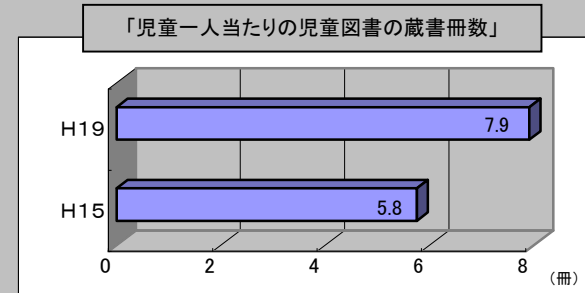
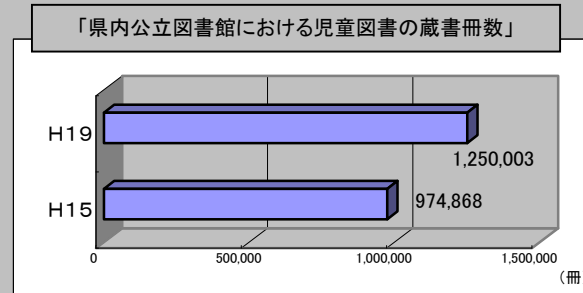
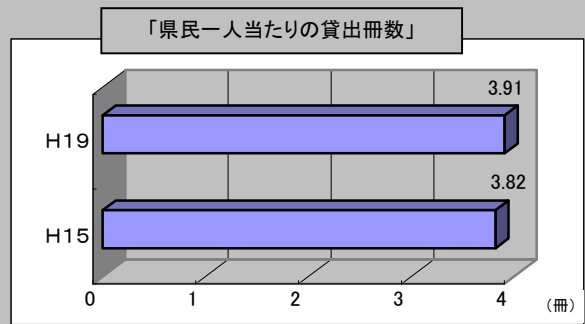
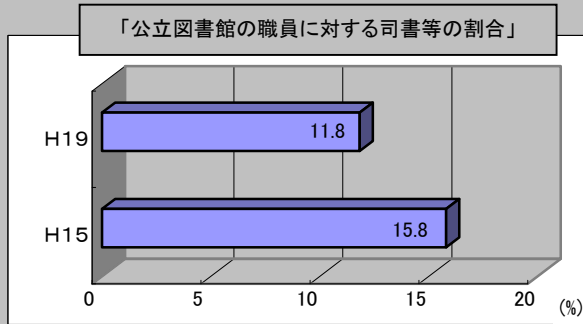
(3) 公立図書館整備・充実の現状と課題

「市町村立図書館の設置率」



「公立図書館等の職員数の推移」





※ 県内の市町村立図書館の設置率は、H15年度と比較して約7%増加しており、全国平均も上回っています。また、県内の公立図書館の蔵書冊数も、児童一人あたりの児童書の冊数も増加しており、県及び市町村において、読書活動推進に係る図書整備が進んでいます。

県民一人あたりの図書の貸出冊数も、全体的に見れば、増加しています。

ただ、児童一人あたりの児童書の貸出冊数は、H15年度とほぼ同じ冊数であることから、公立図書館と学校図書館の連携について検討を進める必要があります。

※ 公立図書館の職員数は、微増傾向にあるものの、司書等の占める割合は減少傾向にあります。

※ 公立図書館間における蔵書や職員体制についての格差がまだあることから、公立図書館間における人的、物的、情報のネットワークの一層の充実が求められます。

※ 県民一人あたりの読書冊数は、着実に伸びてきていますが、市町村立図書館等の貸出冊数は横ばい傾向にあり、蔵書冊数や職員の格差も残っています。

※ 学校図書館担当者や公立図書館司書等の研修会の開催により職員の資質の向上を図ることができました。さらに、職員対象の研修機会と内容の充実を図りながら継続する必要があります。

※ 県立図書館の整備により、子どもの読書推進に係る環境整備が進みましたが、図書購入費の減少により、児童書等が十分には増加していないことを踏まえ、今後、児童が興味を持てるよう、より一層、質、量のバランスの取れた児童室の蔵書等の整備を図ることが必要です。

(4) 県の取組の方向性

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- ① 県立図書館児童室の蔵書等の整備促進を図るとともに、市町村等の児童書不足を補うための団体貸出用図書の充実を図り、市町村をはじめ、県民、各種団体、学校、図書館関係者などへ図書を提供します。
- ② 国庫委託事業や地域振興推進費、各種助成事業等の情報提供による支援に努めます。

イ 家庭、地域、学校及び行政が連携・協力した取組の推進

- 県立図書館が中心となり、市町村立図書館司書等の資質向上を図るための研修機会の提供や、県と市町村の図書館等のネットワーク化を図ります。

ウ 読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進

- 特色ある活動を行っている図書館や学校、地域に関する情報提供による支援に努めます。

(5) 市町村に期待される取組

- 市町村に期待される取組
読書活動に関する住民のニーズを的確に把握し、その実現に向けた取組を推進することが期待されます。

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- ① 図書資料の整備充実
- ② 移動図書館車による児童サービスの充実
- ③ 図書館未設置市町村の図書館整備の取組みや公民館図書室の施設・設備の充実
- ④ 図書館及び公民館図書室のバリアフリー化等の施設・設備の充実や障がいのある子どもに対するサービスの充実
- ⑤ 図書館司書の配置促進や研修機会の充実
- ⑥ 子ども向けの読書に関する積極的な情報提供や魅力ある児童図書の配架など、子どもが楽しく有意義に図書館を利用できるような環境づくりの取組

イ 家庭、地域、学校及び行政が連携・協力した取組の推進

- 学校や地域の読書ボランティアに対する専門的な視点からの活動支援とネットワーク化

ウ 読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進

- 児童生徒による読書を通じた社会参加活動の情報や機会の提供

2 学校図書館等の整備・充実

(1) 学校図書館等の役割

学校図書館は、子どもの日常生活において、最も身近な本とふれあうことのできる場所です。それゆえ、子どもの豊かな読書経験を支えていくためには、子どもの知的稼働を増進し、多様な興味関心に応える魅力的な図書資料を整備・充実させていく必要があります。また、各教科、特別活動、総合的な学習の時間において、多様な学習活動を展開し、言語能力を育成するためにも、学校図書館を充実していくことが求められています。

このように、子どもの想像力を培い、豊かな心をはぐくむ「読書センター」としての機能を果たすとともに、子どもの主体的な学習活動を支援する「学習情報センター」としての機能を果たすことできるよう、今度一層、図書資料、施設・設備等の諸条件を整備・充実していく必要があります。

一方、学校図書館の運営に当たっては、学校図書館の活用方策や読書活動の推進方策について、司書教諭等を中心として先進的な取組事例などの情報を収集したり、全教職員による研究協議を行ったりすることが必要です。また、学校長のリーダーシップのもと、司書教諭や担当職員が中心となり、保護者や地域のボランティア、公立図書館等との連携を図りながら、運営していくことが求められます。

さらに、児童会や生徒会活動の中で取り組まれている図書委員会等の活動の中で、子ども自身のアイデアを活かして自主的・実践的な活動を行うことができるよう、計画的に指導することが大切です。

(2) これまでの主な県の取組

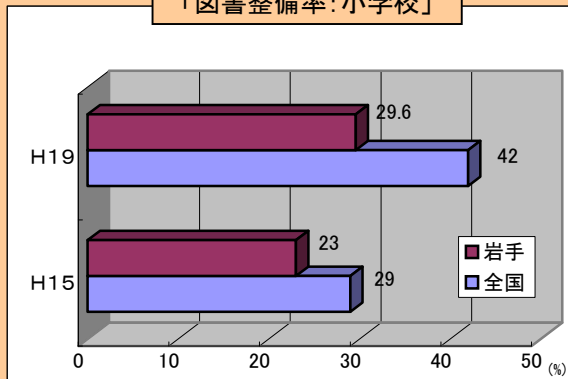
ア 学校図書館図書標準*に基づく図書整備率の向上に取り組んできました。

イ 司書教諭の配置拡充の検討を進めてきました。

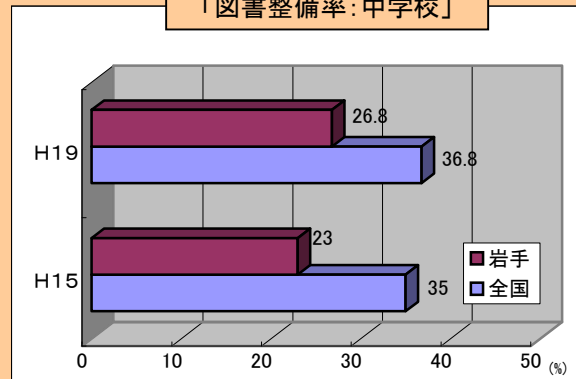
ウ 県立学校の蔵書のデータベース化を進めました。

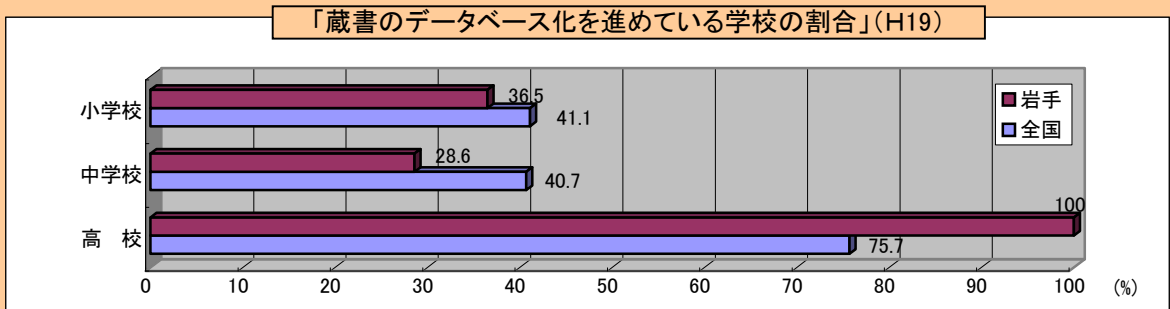
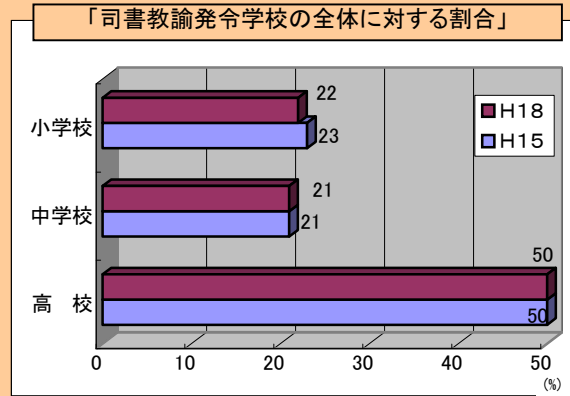
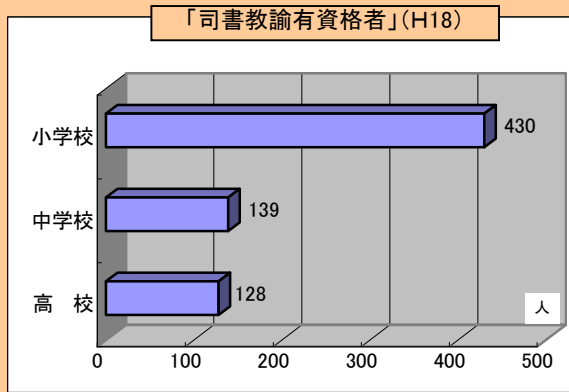
(3) 学校図書館等の整備・充実の現状と課題

「図書整備率：小学校」



「図書整備率：中学校」





「蔵書のデータベース化の状況」(H19)

学校種別	25%未満	25～50%	50～75%	75～99%	100%
小学校	20校	6校	13校	21校	96校
中学校	6校	3校	5校	6校	36校
高等学校	1校	8校	12校	27校	26校

※ 本県では、学校図書館の蔵書数が「標準冊数」を満たしている公立学校の割合は、平成15年度は、小学校、中学校とも23%となっていました。平成19年度は、小学校が29.6%、中学校が26.8%へと向上しています。

しかし、全国と比べ図書標準達成校率は、まだまだ低い状況にあります。国の「新学校図書館図書整備5カ年計画」(平成19年度から平成23年度)により、学校図書館の蔵書数が「標準冊数」を満たすよう図書整備率の向上に努める必要があります。

※ 学校図書館司書教諭の配置は、学校図書館法に準じて12学級以上の学校に学校図書館司書教諭資格取得者を小・中学校、高等学校に配置(100%)することができています。特に、小学校 27学級以上、中学校22学級以上の学校に専任の学校図書館司書教諭を配置しています。

12学級規模に満たない全ての学校にも、子どもの読書活動の専門的な指導を行う学校図書館司書教諭を順次配置できるよう有資格者の育成に努めていく必要があります。

また、学校図書館の運営・活用を担う専任学校図書館司書教諭の配置や、兼任であっても学校図書館経営に携わることができるよう負担軽減が求められているところです。

※ 県立高等学校においては、全ての蔵書をデータベース化した学校が、10校(H16)、18校(H17)、21校(H18)、26校(H19)と着実に増えてきています。さらに、蔵書全てのデータベース化を引き進めていく必要があります。県立学校を除く、公立学校においては、蔵書データベース化が小・中学校とも30%台と低く、今後も引き続き、調べ学習の支援や所蔵する図書館資料の活用のために専任学校図書館司書教諭の配置等とあわせ、公立学校のデータベース化の推進を図る必要があります。

(4) 県の取組の方向性

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- ① 学校図書館図書標準*に基づく図書整備率の向上に取り組みます。
- ② 司書教諭の配置拡充の検討を進めます。
- ③ 県立学校の蔵書のデータベース化を進めます。

イ 家庭、地域、学校及び行政が連携・協力した取組の推進

- 学校と読書関係のボランティア、公共図書館等をコーディネートするネットワーク体制を整備することを通して、学校における読書活動推進を支援します。
 - ① 公立図書館間の相互協力や各教育事務所を中心とした広域的支援体制の充実
 - ② 学校図書館の環境整備に関する研修会の提供や団体の育成
 - ③ 読書ボランティアグループを対象としたスキルアップの機会の提供や団体育成
 - ④ 学校図書館担当者と読書ボランティア、学校図書館整備ボランティアとの情報交換の機会の提供
(公立図書館と学校図書館の相互利用、分担収集、選書方法など)

ウ 読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進

- 児童生徒の主体的な図書委員会活動等に関する情報提供に努めます。

(5) 市町村に期待される取組

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- ① 学校図書館図書標準に基づく図書整備率の向上
- ② 司書教諭有資格者の配置拡充の検討
- ③ 市町村立学校の蔵書のデータベース化の推進

イ 家庭、地域、学校及び行政が連携・協力した取組の推進

- ① 市町村内または教育事務所管内での連携・協力の奨励
(公立図書館と学校図書館の相互利用、分担収集、選書方法など)
- ② 学校図書館と読書ボランティアのコーディネート

ウ 読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進

- ① 学校図書館と読書ボランティアのコーディネート
- ② 児童生徒の主体的な図書委員会活動等に関する情報提供

*「標準冊数」(学校図書館図書標準)

公立の義務教育諸学校(小・中学校、盲・聾・養護学校の小・中学部)において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標(地方交付税を算定する際の標準)として、文部省(平成5年当時)が定めた学校種・学校規模別(学級数)の蔵書冊数

第3章 関係機関等との連携・協力及び推進体制の整備・充実

1 関係機関等との連携・協力

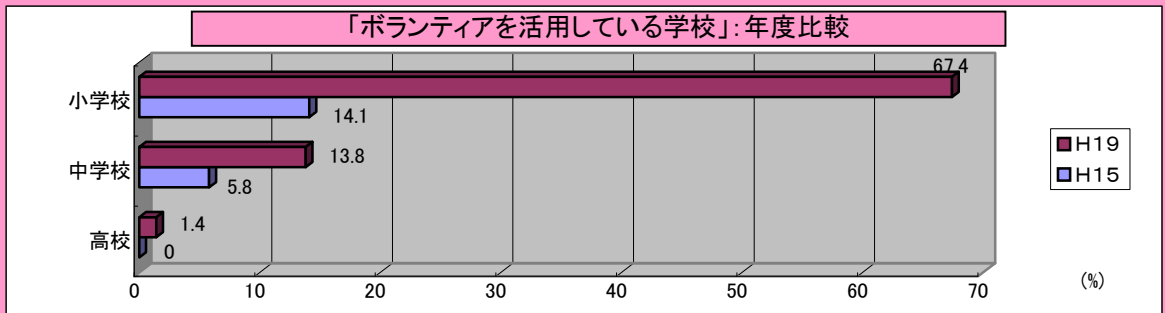
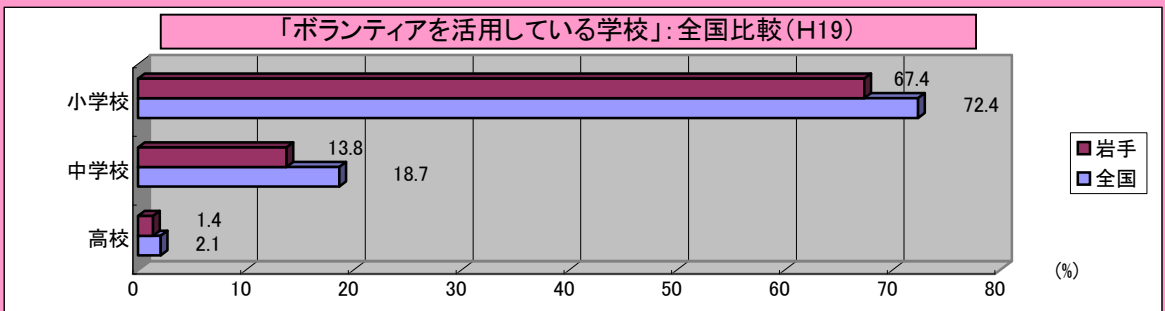
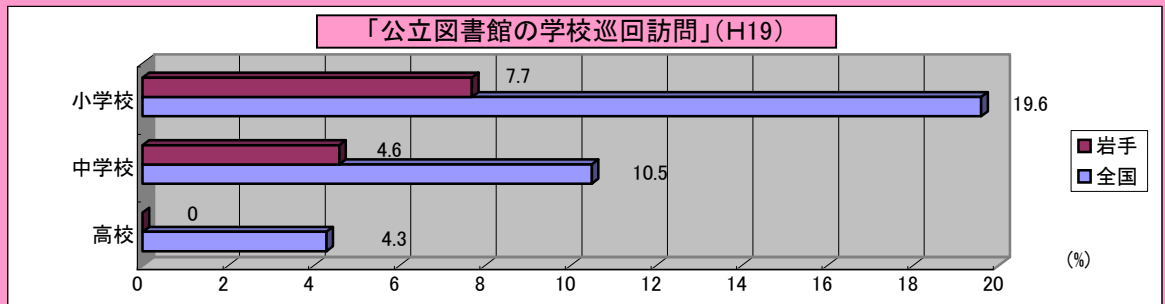
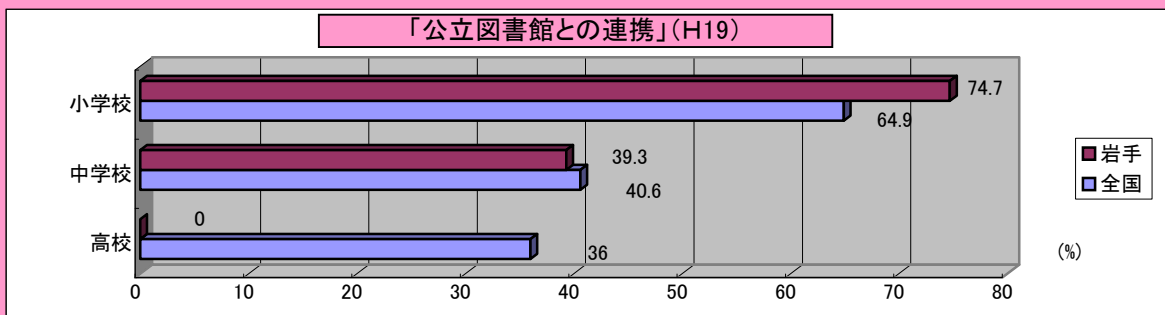
(1) これまでの県の取組

ア 県立図書館は、市町村立図書館との情報の共有化を図るため、ネットワークの構築を進めてきました。

イ 学校図書館と地域の図書館等との連携・協力の事例を紹介するなど、情報提供に努めました。

ウ 読書活動を推進するNPOやボランティアグループに対する活動支援及びネットワーク形成の促進を図りました。

(2) 関係機関等との連携、協力の現状と課題



※ 公立図書館との連携による読書活動推進に取り組む学校が増えてきており、全国平均よりも高い割合を示しています。その一方で、公共図書館職員の学校巡回訪問については、低い割合となっています。物的支援の他にも、専門的な見地からの人的支援体制について検討を行う必要があります。

※ 小学校においては、ボランティアを活用する学校も増えてきています。

※ 読書ボランティアグループによる読み聞かせキャラバン事業により、4年間で1,385回の読み聞かせが実施され、78,714人の参加者を得ました。ボランティアと学校をコーディネートするにあたって、教育事務所や公立図書館等が大きな役割を担っています。市町村域をこえたボランティア同士のネットワークが確立しつつあることから、団体相互の交流と連携の一層の推進を通して、ボランティア団体によるコーディネート体制を構築する必要があります。

※ 中学校や高等学校においては、ボランティア活用の割合が低い状態です。全国的にも同じ傾向であるものの、学校の実態やニーズにあわせ、図書館ボランティア等の活用による学校図書館の環境整備やブックトーク等の発達段階にあわせた研修内容の充実が求められます。

※ 子どもの読書活動推進及び学校支援の視点から、県立図書館と市町村立図書館等との相互協力の一層の充実が求められます。

(3) 県の取組の方向性

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- ① 県立図書館は、市町村立図書館等を支援し、図書館相互の協力による図書館サービスの向上に努めます。
- ② 学校図書館と地域の図書館等との連携・協力の事例を紹介するなど、情報提供に努めます。

イ 家庭、地域、学校及び行政が連携・協力した取組の推進

- 読書活動を推進するNPOやボランティアグループに対する活動支援及びネットワーク形成の促進を図ります。

ウ 読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進

- 読書推進に関係する機関や団体との連携の下、児童生徒が読書ボランティアとして活動するための学びの場や活動機会の提供に努めます。

(4) 市町村に期待される取組

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- ① 児童書の充実と団体貸出の促進
- ② 公立図書館職員の学校訪問による子どもたちや教職員への支援
- ③ 総合的な学習の時間をはじめとする子どもの学習活動に対応した図書館サービスの充実

イ 家庭、地域、学校及び行政が連携・協力した取組の推進

- 関係機関、団体等との定期的な連絡会等の開催や連携・協力の推進

ウ 読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進

- 児童生徒の主体的な図書委員会活動等に関する情報提供

2 推進体制の整備・充実

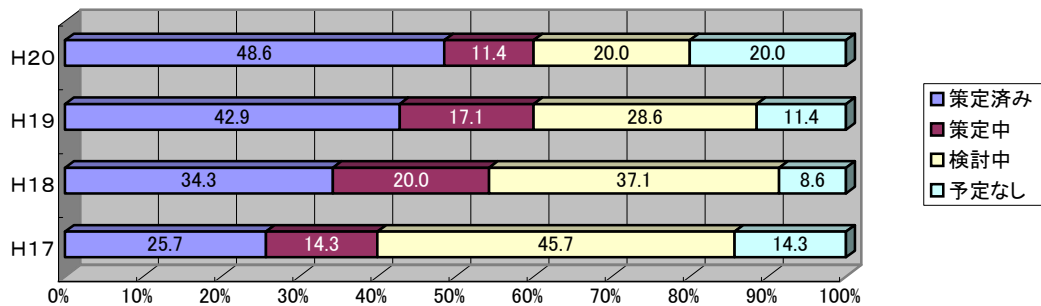
(1) これまでの県の取組

ア 関係する機関や団体等の代表者で構成する「岩手県子どもの読書活動推進委員会」を設置し、市町村と連携・協力しながら、本計画の具体的な推進方策の検討、進捗状況の評価、改善のための協議等を行い、施策の推進を図ってきました。

イ 各教育事務所が中心となり、所管する市町村の子どもの読書活動推進や体制整備に努めてきました。

(2) 推進体制の現状と課題

「岩手県内の市町村における子どもの読書推進計画策定状況」



※ 平成16年度より岩手県子どもの読書活動推進委員会を設置し、本県における子どもの読書活動の推進について、総合的な施策の推進を図ってきました。

今後も岩手県子どもの読書活動推進委員会において、本計画の進捗状況の評価、改善のための協議等を行い、施策の推進を図る必要があります。

※ すべての教育事務所ごとに子どもの読書推進体制の整備を進めることにより、地域全体に読書活動の広がりが見られるようになってきました。

今後、子どもの読書活動推進に係る課題をさらに掘り下げ、地域のニーズを把握しながら、学校・公立図書館、読書ボランティア団体等との各々の自立と連携を推進するなど、推進体制の充実を図りながら、特色ある読書活動に取り組む必要があります。

※ 読書という領域にこだわらず、家庭教育・子育て支援や青少年教育や教育振興運動推進等、生涯学習の視点から施策の領域を横断する考え方を基本に据えて進める必要があります。

※ 県内の市町村における「子どもの読書活動推進計画」の策定状況は、平成17年度の25.7%から、平成20年度には48.6%へと年々増加傾向にあります。

※ 平成20年度の市町村における「子どもの読書活動推進計画」の策定状況では、「策定済み」と「策定中」をあわせると、60%となります。策定作業中の市町村に対する情報提供等の支援が必要です。また、計画策定について「検討中」や「予定なし」としている市町村に対しても、継続的に働きかけていくことが大切です。

(3) 県の取組の方向性

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- ① 今後とも、関係する機関や団体等の代表者で構成する「岩手県子どもの読書活動推進委員会」を設置し、市町村と連携・協力しながら、本計画の進捗状況の評価を行うなどして、施策の推進を図ります。
- ② 市町村等の協力を得ながら、子どもの読書活動状況調査を行い、推進状況の把握に努めます。

イ 家庭、地域、学校及び行政が連携・協力した取組の推進

- ① 各教育事務所が中心となり、所管する市町村の子どもの読書活動推進のための体制整備に努めます。
- ② 読書活動を推進するNPOやボランティアグループに対する活動支援及びネットワーク形成の促進を図ります。

ウ 読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進

- 特色ある活動を行っている図書館や学校、地域に関する情報収集に努めます。

(4) 市町村に期待される取組

市町村の実態に即した子どもの読書活動推進計画を策定するとともに、総合的な施策を推進するための体制を整備すること

3 連携・協力による子どもの読書活動の普及・奨励

(1) これまでの県の取組

ア 読書活動推進に関する情報や啓発資料を、さまざまなメディアをとおして積極的に提供しました。

イ 市町村との連携・協力を図りながら、家庭教育や子育て支援のための講座や研修会等をとおして、読書活動の重要性の周知または啓発に努めました。

ウ 家族で本に親しむことについて、具体的で積極的な取り組みの普及・奨励に努めました。

エ 読書活動推進について、県民全体で考えるフォーラムなどを開催しました。

オ 県内各地のさまざまな取組事例の紹介と普及に取り組みました。

(2) 子どもの読書活動の普及・奨励の現状と課題

※ 県内全ての保護者へ配布される広報誌やTV放送等を通じて、家庭や地域における読書活動の取組や読書活動の大切さ等を紹介し、読書が家庭生活の中に位置づけられるように、読書活動に関する普及・奨励に取り組むことができました。家庭教育と連携し、家庭における読書習慣への取組や幼児期からの読書運動の紹介をし、読書活動の普及・奨励を進めました。今後も引き続き、読書活動の推進に関する情報や啓発資料等を提供する必要があります。

※ 様々な機会を捉えて読書推進の周知啓発を行ってきましたが、更なる継続が求められます。

※ 優れた実践活動等の紹介を通して、読書活動を推進しました。さらに、生活の中に読書を位置づけることができる視点からの普及・奨励が求められます。

※ 学校教育や家庭教育、青少年教育、成人教育等のあらゆる分野との連携を図る読書推進のための施策が必要です。特に、生涯学習の視点から読書活動の推進を考える必要があります。

(3) 県の取組の方向性

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

○ 市町村との連携・協力を図りながら、家庭教育や子育て支援のための講座や研修会等をとおして、読書活動の重要性の周知または啓発に努めます。

イ 家庭、地域、学校及び行政が連携・協力した取組の推進

○ 読書週間や子ども読書の日の機会を捉えたり、教育振興運動の取組を活用したりすることを通して、「家族で本に親しむ日」の設定を働きかけるなど、より具体的で積極的な取組の普及・奨励に努めます。
①家庭教育や子育てに関する学びの場等における周知、実践
②子育て支援団体や青少年健全育成団体等の関係機関団体との連携のもとでの周知啓発

ウ 読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進

○ 県内各地のさまざまな取組事例の紹介と普及に取り組みます。

(4) 市町村に期待される取組

ア 子どもが本に親しむ環境づくり

- ① 読書活動推進に関する身近な情報や啓発資料等を学校・家庭・地域に提供すること
- ② 家庭教育学級等において、子どもの読書活動の重要性についての学習機会を提供すること

イ 家庭、地域、学校及び行政が連携・協力した取組の推進

- 教育振興運動等における読書推進活動の取組推進

ウ 読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進

- 特色ある地域の読書推進活動に関する情報の提供

計画の進行状況を示す指標の設定

策定した計画の進行状況を把握するため、家庭、学校、地域の各領域の取組み状況を概観できる指標を以下のとおり設定する。

指標の名称	小・中・高校生の1か月の平均読書冊数及び読書者の割合	担当課	生涯学習文化課																																																					
内容・算定方法	① 小学校5年、中学校2年、高校2年の児童生徒一人当たりの1か月の平均読書冊数（冊） ② 読書者（1冊でも本を読んだ者）の割合（100%－不読者の割合）（%）																																																							
調査方法	毎年10月の1か月間を対象として、翌11月初旬に一定の児童生徒を抽出して調査する。																																																							
目標数値及びその考え方	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年 度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小学校 5年</td> <td>①平均読書冊数（冊）</td> <td>9.9</td> <td>10.4</td> <td>10.9</td> <td>11.5</td> <td>12.1</td> <td>12.7</td> </tr> <tr> <td>②読書者の割合（%）</td> <td>99</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中学校 2年</td> <td>①平均読書冊数（冊）</td> <td>3.0</td> <td>3.2</td> <td>3.4</td> <td>3.6</td> <td>3.8</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>②読書者の割合（%）</td> <td>78</td> <td>82</td> <td>86</td> <td>90</td> <td>95</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高校 2年</td> <td>①平均読書冊数（冊）</td> <td>1.8</td> <td>1.9</td> <td>2.1</td> <td>2.2</td> <td>2.3</td> <td>2.4</td> </tr> <tr> <td>②読書者の割合（%）</td> <td>67</td> <td>70</td> <td>74</td> <td>78</td> <td>82</td> <td>86</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 「①平均読書冊数」、「②読書者の割合」とともに、20年度実績を基準値とし、21年度以降は、20年度実績値の5%増（105%）とした。 なお、それぞれの数値は、四捨五入で処理している。</p>			年 度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	小学校 5年	①平均読書冊数（冊）	9.9	10.4	10.9	11.5	12.1	12.7	②読書者の割合（%）	99	100	100	100	100	100	中学校 2年	①平均読書冊数（冊）	3.0	3.2	3.4	3.6	3.8	4.0	②読書者の割合（%）	78	82	86	90	95	100	高校 2年	①平均読書冊数（冊）	1.8	1.9	2.1	2.2	2.3	2.4	②読書者の割合（%）	67	70	74	78	82	86
年 度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度																																																	
小学校 5年	①平均読書冊数（冊）	9.9	10.4	10.9	11.5	12.1	12.7																																																	
	②読書者の割合（%）	99	100	100	100	100	100																																																	
中学校 2年	①平均読書冊数（冊）	3.0	3.2	3.4	3.6	3.8	4.0																																																	
	②読書者の割合（%）	78	82	86	90	95	100																																																	
高校 2年	①平均読書冊数（冊）	1.8	1.9	2.1	2.2	2.3	2.4																																																	
	②読書者の割合（%）	67	70	74	78	82	86																																																	
備 考																																																								

指標の名称	他人に紹介したい本の平均冊数	担当課	生涯学習文化課																												
内容・算定方法	・他人に紹介したい本の冊数÷読書者数																														
調査方法	毎年10月の1か月間を対象として、翌11月初旬に一定の児童生徒を抽出して調査する。																														
目標数値及びその考え方	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校5年</td> <td>2.2</td> <td>2.3</td> <td>2.4</td> <td>2.5</td> <td>2.6</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>中学校2年</td> <td>1.3</td> <td>1.4</td> <td>1.5</td> <td>1.6</td> <td>1.7</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td>高校2年</td> <td>0.9</td> <td>1.0</td> <td>1.2</td> <td>1.3</td> <td>1.4</td> <td>1.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>*20年度実績を基準値とし、21年度以降は、20年度実績値の5%増（105%）とした。 なお、それぞれの数値は、四捨五入で処理している。</p>			年 度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	小学校5年	2.2	2.3	2.4	2.5	2.6	2.7	中学校2年	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7	1.8	高校2年	0.9	1.0	1.2	1.3	1.4	1.5
年 度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度																									
小学校5年	2.2	2.3	2.4	2.5	2.6	2.7																									
中学校2年	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7	1.8																									
高校2年	0.9	1.0	1.2	1.3	1.4	1.5																									
備 考																															

指標の名称	全校読書の割合	担当課	学校教育室																				
内容・算定方法	・県内の小・中・高等学校における全校読書への取組状況（％）																						
調査方法	毎年8月に調査する。																						
目標数値 及びその考え方	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>19年度</th> <th>21年度</th> <th>23年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>97%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>94%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>高校</td> <td>58%</td> <td>61%</td> <td>64%</td> <td>67%</td> </tr> </tbody> </table> <p>*19年度実績を基準値とし、実績値の5%増（105%）として設定した。なお、それぞれの数値は、四捨五入で処理している。</p>			年度	19年度	21年度	23年度	25年度	小学校	97%	100%	100%	100%	中学校	94%	100%	100%	100%	高校	58%	61%	64%	67%
年度	19年度	21年度	23年度	25年度																			
小学校	97%	100%	100%	100%																			
中学校	94%	100%	100%	100%																			
高校	58%	61%	64%	67%																			
備考																							

指標の名称	教育振興運動における取組状況	担当課	生涯学習文化課												
内容・算定方法	・各実践区の「読書推進」テーマの取組状況（％）														
調査方法	「教育振興運動実態調査」（毎年1月調査）による。														
目標数値 及びその考え方	<table border="1"> <thead> <tr> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>69% (371/540 実践区中)</td> <td>80%</td> <td>90%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>*20年度実績を基準値とし、教育振興運動推進方針をもとに23年度に100%を達成するよう年度10%増とした。</p>			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	69% (371/540 実践区中)	80%	90%	100%	100%	100%
20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度										
69% (371/540 実践区中)	80%	90%	100%	100%	100%										
備考															

指標の名称	県民一人当たりの図書貸出冊数	担当課	生涯学習文化課												
内容・算定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の公立図書館等の県民一人当たりに対する平均貸出冊数（冊） ・県内公立図書館等における総貸出冊数÷県人口 														
調査方法	「図書館・公民館図書室等実態調査」（県立図書館調査 毎年4月調査）による。														
目標数値 及びその考え方	<table border="1"> <thead> <tr> <th>19年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.91冊（実績値）</td> <td>3.93冊</td> <td>3.95冊</td> <td>3.97冊</td> <td>3.99冊</td> <td>4.02冊</td> </tr> </tbody> </table> <p>*19年度の実績を基準値とし、本県の15年度から19年度までの伸び率を踏まえ、その割合に応じて目標値を設定した。</p>			19年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	3.91冊（実績値）	3.93冊	3.95冊	3.97冊	3.99冊	4.02冊
19年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度										
3.91冊（実績値）	3.93冊	3.95冊	3.97冊	3.99冊	4.02冊										
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館図書室を含む ・全国データ：『日本の図書館』（社）日本図書館協会発行 														

指標の名称	読書ボランティアを活用している学校の割合	担当課	学校教育室																					
内容・算定方法	・県内の小・中・高等学校における読書ボランティアの活用状況（％）																							
調査方法	毎年8月に調査する。																							
目標数値 及びその考え方	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>19 年度</th> <th>21 年度</th> <th>23 年度</th> <th>25 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>67%</td> <td>74%</td> <td>81%</td> <td>88%</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>14%</td> <td>21%</td> <td>32%</td> <td>39%</td> </tr> <tr> <td>高 校</td> <td>1%</td> <td>5%</td> <td>10%</td> <td>15%</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 19年度実績を基準値とし、小学校は10%増（10%加算）とし、中学校は50%増（50%加算）、高等学校は5倍増とした。</p>				年 度	19 年度	21 年度	23 年度	25 年度	小学校	67%	74%	81%	88%	中学校	14%	21%	32%	39%	高 校	1%	5%	10%	15%
年 度	19 年度	21 年度	23 年度	25 年度																				
小学校	67%	74%	81%	88%																				
中学校	14%	21%	32%	39%																				
高 校	1%	5%	10%	15%																				
備 考																								